別添(Annex) 11. 京都議定書第3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報

A11.1. 京都議定書第3条3及び4の下での排出・吸収の推計についての概要

京都議定書の下での補足情報として報告する第3条3及び4活動に関する吸収源活動は、 我が国では新規植林・再植林 (AR)、森林減少 (D)、森林経営 (FM)、植生回復 (RV) が該 当する。報告状況は表 A 11-1の通りである。また、それらの活動の 2009 年度の吸収量は合 計 47,089 G_{g} - CO_{2} 換算の吸収となった (表 A 11-2)。

	X III 1 X 3 X 3 X 0 1 II 3X 1 C X 1 II I												
Activity		C	hange in c	carbon po	ol report	ed ⁽¹⁾	Greenhouse gas sources reported ⁽²⁾						
		Above- ground biomass	Below- ground biomass		Dead wood	Soil	Fertilizati on ⁽³⁾	of soils under forest managem	Disturbance associated with land- use conversion to croplands	Liming	Bio	mass burni	
					N ₂ O	N ₂ O	N ₂ O	CO ₂	CO ₂	CH ₄	N ₂ O		
Article 3.3	Afforestation and Reforestation	R	R	R	R	R	IE			NO	IE	R	R
activities	Deforestation	R	R	R	R	R			R	R	NO	NO	NO
	Forest Management	R	R	R	R	R	IE	NO		NO	ΙE	R	R
Article 3.4 activities	Cropland Management	NA	NA	NA	NA	NA			NA	NA	NA	NA	NA
	Grazing Land Management	NA	NA	NA	NA	NA				NA	NA	NA	NA
	Revegetation	R	R	R	ΙE	NR				R	NO	NO	NO

表 A 11-1 第3条3及び4活動に関する報告情報 (CRF-NIR table 1)

R:報告、NR:決定16/CMP.1 別添パラグラフ21に従い炭素ストック変化は非報告。他は通常の注釈記号の通り。

表 A 11-2	2009年度の第3条3及び4活動による排出・吸収量	(CRF Information Table)

GREENHOUSE GAS SOURCE AND SINK ACTIVITIES		Net emissions/removals			Accounting Parameters	U
ACTIVITIES	BY	2008	2009	Total		
			(Gg CO	2 equivalent)	
A. Article 3.3 activities						
A.1. Afforestation and Reforestation						-804.65
A.1.1. Units of land not harvested since the						
beginning of the commitment period		-389.56	-415.08	-804.65		-804.65
A.1.2. Units of land harvested since the beginning						
of the commitment period						
A.2. Deforestation		2,429.33	3,086.51	5,515.84		5,515.84
B. Article 3.4 activities						
B.1. Forest Management (if elected)		-45,388.82	-49,005.74	-94,394.56		-94,394.56
3.3 offset					4,711.19	-4,711.19
FM cap					238,333.33	-89,683.37
B.2. Cropland Management (if elected)	NA	NA	NA	NA	NA	NA
B.3. Grazing Land Management (if elected)	NA	NA	NA	NA	NA	NA
B.4. Revegetation (if elected)	-47.06	-729.70	-754.84	-1,484.54	-94.12	-1,390.42

[※] 森林経営による吸収量 (第3条3活動による相殺分を控除後)の値は、決定16/CMP.1で定められた日本の上限値13Mt-C/年の5年分(約238,333 Gg-CO₂)よりも低い値である。

[※] 我が国の条約の下で報告している管理された森林からの1990年以降の純吸収量は、第3条3活動から生じた 純排出量以上の値であるため、決定16/CMP.1別添パラグラフ10に従い9Mt-C/年の5年分(165,000 Gg-CO₂) を上限に、第3条3活動による純排出量を森林経営による吸収量で相殺した上で、森林経営の吸収量を森林 経営の計上上限値まで計上できる。

[※] 算定方法、算定に用いるパラメータ、データ等は、今なお継続的に検討を行っている。上記の値は現時点の方法論に基づいた結果である。我が国は、約束期間末に一括して吸収量を計上することとしているため、上記の値は報告のみの取り扱いとなり、最終的な吸収量の確定は約束期間最終年となることに注意のこと。

[※] 四捨五入表記の関係で、各要素の累計と合計値が一致していない箇所がある。

A11.2. 一般的情報

A11.2.1. 森林の定義とその他の判断基準

京都議定書第1回締約国会議(COP/MOP1)における決定 16/CMP.1 及び GPG-LULUCF の記載に基づき、我が国の森林の定義を以下の通りとする。

• 最小面積	0.3 [ha]
• 最小樹冠被覆率	30 [%]
• 最低樹高	5 [m]
・最小の森林幅	20 [m]

上記の森林定義は、最小面積、最小樹冠被覆率及び最小の森林幅について、我が国の既存の森林計画制度上の対象森林と一致する。最低樹高については既存の制度に定義されていないが、我が国の森林を構成する樹種や気候条件を勘案すると、森林計画対象森林において成林時の樹高が5mを下回ることは極めて稀である。森林計画対象森林においては、都道府県等が計画樹立等のために調査を行い、森林簿として森林資源に関する情報を取りまとめている。このため、我が国においては、条約に基づくインベントリ報告と同様に森林計画対象森林をもって京都議定書に基づく森林とみなし、報告の基礎データとして森林簿を用いることとする。

なお、この定義は国連食糧農業機関 (FAO) が 2005 年に行った世界森林資源評価「FRA2005」 における我が国の報告対象森林の定義 (表 A11-3) と一致している。

区分	定義
森林	木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹、もしくは木竹の集団的な生育に供される、0.3 ヘクタール以上の土地。ただし、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。
立木地	森林のうち、樹冠疎密度 0.3 以上の林分(幼齢林を含む)。
無立木地	森林のうち、立木地と竹林以外の林分。
竹林	立木地以外の森林のうち、主に竹(笹類を除く)が生立する林分。

表 A11-3 我が国が FAO の報告に用いている森林区分及び定義

我が国の森林資源現況調査においては、1995年以前までは森林(立木地)のサブカテゴリーとして、人工林と天然林に区分していたが、2002年以降の調査においては、森林の育成(人為)の程度及び階層構造に着目し、更に育成林と天然生林のサブカテゴリーを加えている。育成林には、伐採後主として植栽等によって更新を図る人工林のほか、植栽等によらず、地表かきおこし等の補助作業により更新を図る一部の天然林が含まれる。人工林、天然林と、育成林、天然生林の定義については以下に示す通りである。

[※] 各区分の詳細は第7章 7.2.2.節も参考のこと。

更新方法による区分		管理方法による区分		
人工林	植栽等により 更新する森林	育成林	育成林とは、森林を構成する樹木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹 冠層を構成する森林として成立させ維持する 施業(育成単層林施業)が行われている森林及 び、森林を構成する林木を択伐等により部分的 に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する	
	人工林の定義		森林 (施業の過程で一時的に単層となる森林を含む。) として成立させ維持していく施業 (育成複層林施業) が行われている森林。	
天然林	に合致しない森林	天然生林	天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業(天然生林施業)が行われている森林。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存のための禁伐等を含む。	

表 A11-4 我が国の人工林、天然林、育成林、天然生林の定義

A11.2.2. 選択された京都議定書第3条4の活動

我が国としては、京都議定書第3条4に規定する「吸収源による吸収量の変化に関連する 追加的人為活動」(以下、「人為的吸収源活動」という)として、決定16/CMP.1 附属書パラ6 に規定する森林経営 (Forest Management)と植生回復 (Revegetation)を選択した。

A11.2.2.1. 森林経営

決定 16/CMP.1 附属書パラ 1(f) において『「森林経営」とは、森林に関連する生態学的機能(生物多様性を含む)や森林の経済的及び社会的な機能を持続可能な形で満たすことを目的とした森林の管理と利用のための施業システムである』と定義されている。我が国としては、決定 16/CMP.1、パラ 2 において締約国に対して使用が義務づけられている GPG-LULUCF を考慮しつつ、その定義を以下のとおり解釈することとする。

- ・育成林については、森林を適切な状態に保つために 1990 年以降に行われる森林施業 (更新 (地拵え、地表かきおこし、植栽等)、保育 (下刈り、除伐等)、間伐、主伐)
- ・天然生林については、法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置

A11.2.2.2. 植生回復

決定 16/CMP.1 附属書パラ 1(e)において『「植生回復」は、新規植林及び再植林の定義に該当しない、最小面積 0.05 ha 以上の植生を造成することを通じ、その場所の炭素蓄積を増加させる直接的人為的活動である』と定義されている。我が国としては、GPG-LULUCF を考慮しつつ、その定義を以下のとおり解釈することとする。

・1990年以降に行われる開発地における公園緑地や公共緑地、又は行政により担保可能な民有緑地を新規に整備する活動であり¹、最小面積が0.05 ha 未満または新規植林及び再植林の定義に合致する土地は、植生回復地には含まない。

٠

¹条約インベントリの土地利用区分では、開発地区分と一部湿地区分で発生する活動となる。

A11.2.3. 第3条3及び4活動に関する定義の一貫性について

A11.2.1 に記載している森林の定義は全期間同一で変化はない。京都議定書第3条3の新規植林・再植林 (AR) 面積及び森林減少 (D) 面積においても、京都議定書第3条4の森林経営 (FM) についても、同じ森林の定義を用いている。A11.2.2 に記載している森林経営 (FM)、植生回復 (RV) に関する定義についても、全期間同一で変化はない。

A11.2.4. 選択された京都議定書第3条4の活動間の階層構造及び土地区分の一貫した適用について

我が国では、森林経営活動は森林地、植生回復活動は開発地及び湿地においてのみ発生する活動として解釈しているため、森林経営活動と植生回復活動の重複はない。

A11.3. 土地に関する情報

A11.3.1. 京都議定書第3条3に基づく土地ユニットの面積を決定するための空間評価単位

「A11.2.1. 我が国が設定した森林の定義」に示す森林の定義に従って、京都議定書第3条3に基づく土地ユニット(Unit of land)の空間評価単位を0.3 ha とする。

A11.3.2. 土地転用マトリクスの作成方法

A11.3.2.1. 共通報告様式 NIR Table 2 の説明について

京都議定書対象活動に関する我が国の土地転用マトリクスは表 A 11-5の通りである。我が国においては、森林経営対象地の把握において、GPG-LULUCFのセクション 4.2.7.1 に定めるナローアプローチを基にした方法を用いているため、森林経営の対象ではなかった管理森林が、当該年度の森林経営活動の進捗によって新たに森林経営対象林となる。この値がその他から森林経営への転用面積として把握される。同様に、植生回復対象地においても、新たに植生回復活動が行われる土地が新規に第3条4活動対象となるため、その他から植生回復への転用面積として把握される。なお、本表において、現時点では転用元の活動を区分できない場合もあるが(例:森林経営対象森林からの森林減少とその他の森林からの森林減少との区分)、そのような場合も暫定的にその他からの転用に分類した。

衣 A II-5 水仰峨た音列家伯勁を囲またた状が国の上地転用、ドラクハ (CRF-NIK Table2)										
		2009年度	3条3活動			3条4 活動				
2008年度		の該当地	新規植林• 再植林	森林減少	森林経営	農地管理 (非選択)	牧草地管理 (非選択)	植生回復	その他	合計
時点の状				(kha)						
3条3 活動	新規植林·	再植林	27.54	0.00						27.54
3末3伯斯	森林減少			301.10						301.10
	森林経営			IE	13642.15					13642.15
	農地管理(非		-	-		-	-	-		0.00
3米4伯斯	牧草地管理	(非選択)	-	-		-	-	-		0.00
	植生回復		0.00			-	-	73.30		73.30
その他			0.72	8.34	709.37	-	-	2.75	23024.74	23745.92
全面積			28.26	309.44	14351.52	0.00	0.00	76.05	23024.74	37790.00

表 A11-5 京都議定書対象活動を踏まえた我が国の土地転用マトリクス (CRF-NIR Table2)

A11.3.2.2. 新規植林・再植林、森林減少、森林経営排出・吸収量の算定手順

土地転用マトリクスの作成方法に関する説明にあたって、ARD、FM 活動に伴う排出・吸収量の算定手順を以下に示す。

ARD 活動については、サンプル調査に基づいて都道府県別の面積を把握した上で、各排出・吸収量の算定を行う。また、FM 活動については、都道府県別の森林排出・吸収量(ΔC)から AR 活動に伴う排出・吸収量を差し引き、さらにサンプル調査から求めた FM 率を適用することによって、排出・吸収量の算定を行う。

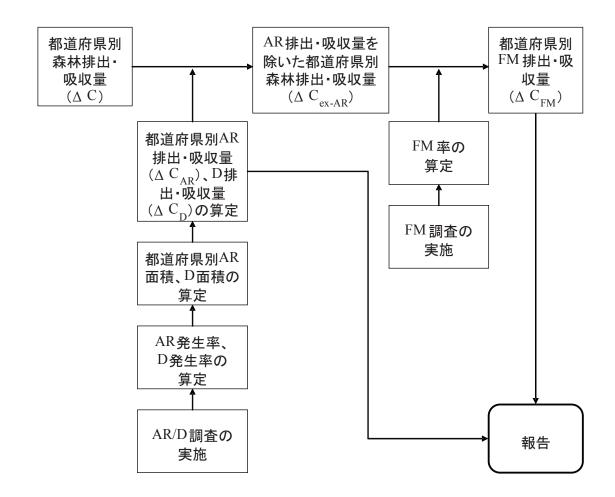


図 A 11-1 新規植林・再植林、森林減少、森林経営活動に伴う排出・吸収量の算定手順

A11.3.2.3. 新規植林・再植林面積及び森林減少面積の把握方法

A11.3.2.3.a. 手順

我が国では、1989年末の空中写真オルソ画像及び直近の衛星画像を用いて、土地ユニットの空間評価単位 0.3 ha を考慮しつつ、各プロットにおける森林被覆の変化について、非森林から森林への変化のうち、人為的な植林活動と判読されたものを AR 対象活動、森林から非森林への変化を D 対象活動として判読している(林ほか(2008))。衛星画像は全国を 2 つに分けて 2 ヵ年で整備している(例えば、2007年衛星画像の判読は 2008~2009年度にかけて実施)。AR 面積及び D 面積は当該判読結果に基づいて把握した。具体的な手順は以下の通りである。

- 1. 全国に 500 m 間隔で格子状にプロットを設定する(約 150 万プロットを設定)。
- 2. 上記のプロットにおいて森林―非森林の変化を判読する。何らかの理由で判読が難しかったプロットについては、以降の推計に用いる有効判読プロットから除外している。

- 3. 1990~2009 年度 AR 発生率の算定: 1989 年末の空中写真オルソ画像、2005 年衛星画像、2007 年衛星画像より 1990~2007 年度の AR プロット数を求める。また、2005 年衛星画像と 2007 年衛星画像の判読調査結果の差から 2005~2007 年度(2 年間)に増加した AR プロット数を求め、それを 2 で除した値を 2008 年度の値とする。同様に、2007 年衛星画像と 2009 年衛星画像の判読調査(2010 年度に全国の 1/2 を実施)の結果の差から 2007~2009 年度(2 年間)に増加した AR プロット数の 1/2 の値を求め、それを 2009年度の値とする。各年度の AR プロット数をそれぞれの時点の有効判読プロット数で除した上で和を取ることにより、1990~2009 年度の AR 率を求める。
- 4. 1990~2009 年度 D 発生率の算定: 1989 年末の空中写真オルソ画像、2005 年衛星画像及び2007 年衛星画像より得られる 1990~2007 年度の D プロット数に、統計資料に基づき算定された各年度の林地転用面積比率を乗じて、1990~2007 年度の各年度に発生した D プロット数を求める。また、2005 年衛星画像と 2007 年衛星画像の判読調査結果の差から 2005~2007 年度(2 年間)の D プロット数を求め、それを 2 で除した値を2008 年度の値とする。同様に、2007 年衛星画像と 2009 年衛星画像の判読調査(2010年度に全国の1/2 を実施)の結果の差から 2007~2009 年度(2 年間)の D プロット数の1/2 の値を求め、それを 2009 年度の値とする。各年度の D プロット数をそれぞれの時点の有効判読プロット数で除した上で和を取ることにより、1990~2009 年度の D 率を求める。なお、プロット毎に転用後の土地利用状況を判読しており、その情報から森林減少地がどの土地利用に変化したかを推計している。
- 5. AR 率と各都道府県の面積を乗じることにより、1990~2009 年度の都道府県別 AR 面積 を算定する。同様に、D 率と各都道府県の面積を乗じることにより、1990~2009 年度 の都道府県別 D 面積を算定する。

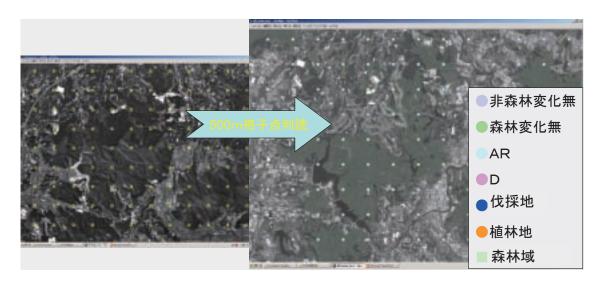


図 A 11-2 画像判読による ARD の把握

なお、我が国では、森林計画対象森林をもって京都議定書に基づく森林とみなし、報告の基礎データとして森林簿を用いているが、AR及びDについては森林簿ではなく空中写真オルソ画像・衛星画像の判読により把握しているのは、森林簿では1990~2005年度の森林状況の再現が困難であること、及び森林簿上で直接的人為によるARとそれ以外の原因による森林増加の区分が困難であることによる。

A11.3.2.3.b. 使用データ

ARD 面積を把握する際に使用したデータは以下の通りである。

表 A11-6 ARD 面積を把握する際に使用したデータ

	解像度	データフォーマット
Ortho air-photo(1989 年末)	1 [m]	ラスター
SPOT-5/HRV-P(2005 年、2007 年、2009 年)	2.5 [m]	ラスター

A11.3.2.3.c. 森林減少活動後の土地利用変化について

我が国ではD対象地の面積を上記「A11.3.2.3.a 手順」の方法に基づき把握しているが、このシステムではD活動後の土地利用変化の継続的把握は行っていないため、別途、D活動が起こった土地のその後の土地利用変化の状況把握について検討を行った。

我が国では、土地データとして国土数値情報土地利用メッシュデータを継続的に整備しているが、上記システムとは定義、解像度、判読方法等が完全には整合していないため、上記システムの全ての D 判読プロットにおける土地転用を精緻に追跡するものとはならない。しかし、D 判読プロットにおける土地転用の状況について国土数値情報土地利用メッシュデータを分析した結果、D を受けた土地が再転用を受けるケースは極めて稀であることが判明したことから、我が国では D 判読プロットにおける再転用は発生しないと想定した。

A11.3.2.4. 森林経営対象森林面積の把握方法

A11.3.2.4.a. 手順

我が国では、育成林及び天然生林別に以下の手順に従って FM 対象森林面積を把握した。

a)育成林

1. FM 活動を行っている森林がどの程度あるのかを調査するため、全国の民有林と国有林 を対象に調査を実施(調査設計にあたっては、樹種別、地域別等に調査点数を配分し、 調査箇所は国家森林資源データベースからランダムに選定)。

調査事項:森林の現況(樹種、林齢、本数等)、1990年以降の施業の有無・内容等

2. 調査結果から調査箇所に対する FM 対象森林の割合 (FM 率)を求める。

表 A 11-7 育成林の民有林・国有林別の FM 率

区分/樹種		地域	民有林	国有林
スギ		東北·北関東·北陸·東山	0.74	0.81
		南関東・東海	0.56	0.71
		近畿・中国・四国・九州	0.63	0.77
人工林	ヒノキ	東北・関東・中部	0.68	0.81
		近畿・中国・四国・九州	0.70	0.80
	カラマツ	全国	0.67	0.73
	その他	全国	0.57	0.72
天然林/全	:樹種	全国	0.22	0.70

- ※) 2009 年度末時点の値で、調査箇所は全国で約 17,000 点
- ※)地域は我が国で一般的に使用されている都道府県をいくつかにまとめた区分である。

3. 全森林面積から都道府県別に AR の発生面積を除外し、残りの都道府県別森林面積に 樹種、地域、齢級毎の FM 率を適用し FM 対象森林面積を算定する。

b) 天然生林

天然生林については、法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置が講じられている対象森林について、国家森林資源データベースから該当する森林を抽出する。

表 A 11-8 天然生林の制限林面積

(単位: 千ha)

			\ + 2 1 11 11 11 11 11 11 1
制限林の種類	民有林	国有林	計
保安林	2,494	4,224	6,718
保安林施設地区	1	0	1
保護林	0	752	752
国立公園特別保護地区	41	104	145
国立公園第1種特別地区	35	142	178
国立公園第2種特別地区	119	192	311
国定公園特別保護地区	9	38	47
国定公園第1種特別地区	31	104	136
国定公園第2種特別地区	98	84	182
自然環境保全地域特別地区	0	9	9
特別母樹林	1	1	1
計	2,830	5,649	8,479
āl	(2,644)	(4,265)	(6,909)

- ※1 国家森林資源データベースにより集計(平成21年4月1日)
- ※2 無立木地を含む。
- ※3 () は重複指定を除く面積の計。

A11.3.2.4.b. 使用データ

a) 推計の基礎データ

FM に関する推計の基礎データには、条約報告に用いているものと同じ都道府県及び森林管理局作成の森林簿と収穫表(収穫表については一部(独)森林総合研究所が作成)を利用している。収穫表と森林簿の作成に関する詳細は第7章セクション7.4.1.b)1)を参考のこと。

b) 国家森林資源データベースの整備について

林野庁は森林における GHG 排出量・吸収量を算定するための国家森林資源データベースを整備している。

国家森林資源データベースは、算定・報告の基礎となる森林簿、森林計画図などの行政情報、位置情報としてオルソフォト及びランドサット TM、SPOT 等の衛星情報を保持・管理するものである。

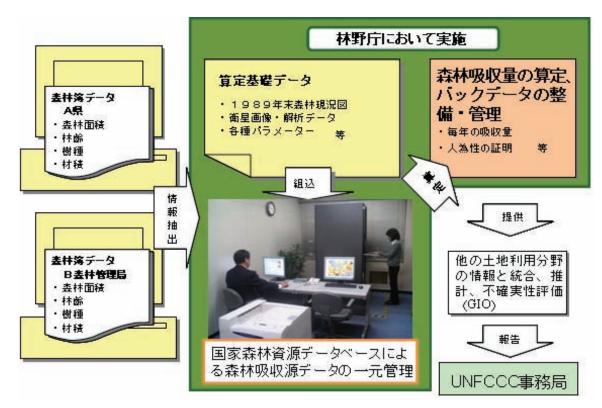


図 A11-3 国家森林資源データベースの概要

A11.3.2.5. 植生回復面積の把握方法

A11.3.2.5.a. 手順

我が国では、都市緑地の種類別に以下の手順に従って RV 対象面積を把握した。

a) 都市公園

- 1. 我が国に設置されている全ての都市公園について、告示年月日、約束期間の該当年度末現在の開設面積を整理。
- 2. 1990年1月1日以降告示で、かつ「開設面積が500m²以上」の都市公園を抽出。
- 3. 2 で抽出した公園を所在地別に整理し、地理的境界別(都道府県別)開設面積を集計。
- 4. 河川区域(湿地)を占用している都市公園の割合を用いて、開発地と湿地に分離。
- 5. 4 で集計した開設面積に、「過去 20 年間で国土における森林から開発地または湿地に 転用された土地の割合」を乗ずることにより、1989 年 12 月 31 日時点で森林であった 面積を推計し、これを除外した面積を活動面積とする(正確には、2009 年度から過去 20 年間であるため、1989 年度時点を推計することとなるが、活動面積の過大評価には 繋がらず、むしろ安全側となる)²。
- 6. 5 で算定された活動面積に、「国土における単年³の各土地利用(5 で除外済みのため森

² 他の緑地においても、同様に過去 20 年間の森林から開発地に転用された土地の割合を用いて森林減少対象地を 除外しているが、2009 年においては活動面積の過大評価には繋がらない。

³ 単年の場合、各年度の値に対して、前年度から該当年度までの土地利用変化を適用。

林は除く)から開発地または湿地に転用された割合」を乗ずることで、「転用のない土地(開発地から開発地、湿地から湿地)」と「他の土地利用から転用をされた土地(農地・草地・湿地・その他の土地から開発地への転用、農地・草地・開発地・その他の土地から湿地への転用)」を算定。

b) 道路緑地

- 1. 約束期間の該当年度末の高木本数は、翌年度に実施した「道路緑化樹木現況調査」の 結果から、地理的境界別(都道府県別)に高木本数を集計。
- 2. 「道路緑化樹木現況調査」の 1986 年及び 1991 年の 2 回の実測データを用いて、直線 回帰により 1990 年 3 月 31 日時点の全国の高木本数を推計する。この推計値に、2006 年度末の都道府県別本数割合を乗ずることで、1990 年 3 月 31 日時点の都道府県別高木本数は、2006 年度末で固定する。
- 3. 1 と 2 の差を取ることにより、1990 年 4 月 1 日以降に植栽された高木本数を把握する (RV では 1990 年 1 月 1 日以降の活動が対象となるが、「道路緑化樹木現況調査」が年度区切りでのデータ収集であるため、4 月 1 日以降とする)。
- 4. 道路に植栽されている高木のうち、植栽区間面積が 500 m^2 に満たない土地に植栽されている割合のモデル値は、2006年度に実施したサンプル調査(有意水準95%)により設定したモデル値(一般道路: 1.00%、高速道路: 0.00%)を用いる。
- 5. 高木1本当たりの活動面積は、2006年度に実施したサンプル調査(有意水準95%)により設定したモデル値(一般道路:0.0062 ha/本、高速道路:0.0008 ha/本)を用いる(モデル値は、RVに該当する土地をランダムに抽出し、その土地の面積をその土地に植栽された高木本数を除した値)。
- 6. 3 で算定した地理的境界別(都道府県別)の高木本数に、4、5 で設定したモデル値を乗ずることにより、高木が植栽された $500~\mathrm{m}^2$ 以上の土地の面積を算定。

1990年4月1日以降に高木を植栽された500 m²以上の土地の面積(ha)

- = 3.1990年4月1日以降に植栽された高木本数(本)
- × 4.500 m²以上の土地に植栽されている高木の割合 (%)
- × 5. 高木1本当たりの活動面積(ha/本)
- 7. 6の面積に、「過去 20 年間で国土における森林から開発地に転用された土地の割合」を乗ずることにより、1989 年 12 月 31 日時点で森林であった面積を推計し、これを除外した面積を活動面積とする。
- 8. 7 の活動面積に、「国土における単年の各土地利用(7 で除外済みのため森林は除く) から開発地に転用された割合」を乗ずることで、「転用のない土地(開発地から開発 地)」と「他の土地利用から転用をされた土地(農地・草地・湿地・その他の土地から 開発地への転用)」のそれぞれの面積を算定。

c) 港湾緑地

1. 1990年1月1日以降の開設で、かつ供用面積が500 m²以上の施設を抽出し、地理的境界別に面積を整理する(港湾緑地は、全ての施設において、1989年12月31日時点で

森林ではなかったと判断されるため、該当する全施設が報告対象となる)。

2. 1 で算定された活動面積に、「国土における単年の各土地利用から開発地に転用された割合」を乗ずることで、「転用のない土地 (開発地から開発地)」と「他の土地利用から転用をされた土地 (農地、草地、湿地、その他の土地から開発地への転用)」の各面積を算定。

d) 下水道処理施設における外構緑地

- 1. 1990年1月1日以降の開設で、かつ緑化面積が500 m²以上の施設を抽出し、その緑化面積を地理的境界別に整理する。
- 2. 1 で集計した緑化面積に、「過去 20 年間で国土における森林から開発地に転用された 土地の割合」を乗ずることにより、1989 年 12 月 31 日時点で森林であった面積を推計 し、これを除外した面積を活動面積とする。
- 3. 2 で算定された活動面積に、「国土における単年の各土地利用(2 で除外済みのため森林は除く)から開発地に転用された割合」を乗ずることで、「転用のない土地(開発地から開発地)」と「他の土地利用から転用をされた土地(農地・草地・湿地・その他の土地から開発地への転用)」それぞれの面積を算定。

e) 緑化施設整備計画認定緑地

- 1. 我が国に設置されている全ての緑化施設整備計画認定緑地のうち、緑化施設面積(壁面緑化面積は除く)が500 m²以上の施設を抽出し、地理的境界別に整理する。なお、認定制度は2001年5月施行のため、全施設が1990年1月1日以降の活動である。
- 2. 今回、報告対象としている施設は、全て1989年12月31日時点で森林ではなく、また、直近年の土地の転用は開発地であることから、全施設が転用を伴わない施設となる。

f) 河川·砂防緑地

1. 1990年1月1日以降の竣工で、かつ「植栽面積が500 m²以上」の河川区域における山腹工を伴う緑化事業(下表の(1)~(8))及び砂防関連事業(下表の(9)~(11))を抽出。なお、下表に示す事業のみを対象とすることにより、人為的活動であることを担保している。

河川・砂防における RV 対象事業	植栽面積の定義
(1) 掘込河道の河川管理用通路における植樹	堤防法肩から一般民地との境界ま
	での面積
(2) 掘込河道の河岸法面における植樹	堤防法肩から一般民地との境界ま
	での面積
(3) 堤防裏小段における植樹	盛土部の面積
(4) 堤防側帯における植樹(第2種及び第3種側帯)	緑化事業を実施した側帯部面積
(5) 高水敷における植樹	低水路法肩から堤防法尻までの面
	積
(6) 遊水池における植樹	遊水池面積
(7) 湖沼の前浜における植樹	低水路法肩から堤防法尻までの面
	積
(8) 高規格堤防における植樹	堀込河道における植樹と同じ考え
	方。
(9) 砂防事業における緑化事業	山腹工を行った面積
(10) 地すべり対策事業における緑化事業	山腹工を行った面積
(11) 急傾斜地崩壊対策等事業における緑化事業	山腹工を行った面積

表 A11-9 河川・砂防緑地における RV 対象事業と植栽面積の定義

- 2. 1 で抽出した河川・砂防緑地の地理的境界別(都道府県別)植栽面積を集計。なお、1 の調査時に、1989年12月31日以前に森林であった土地は対象外としているため、D とのダブルカウントはない。
- 3. 2 で算定された活動面積に、「国土における単年の各土地利用(森林を除く)から湿地に転用された割合」を乗ずることで、「転用のない土地(湿地から湿地)」と「他の土地利用から転用をされた土地(農地・草地・開発地・その他の土地から湿地への転用)」を算定。

g) 官庁施設外構緑地

- 1. 1990年1月1日以降に竣工で、かつ「敷地面積から建築面積を除いた面積(対象面積) が 500 m²以上」の官庁施設外構緑地を抽出。
- 2. 1 で抽出した官庁施設外構緑地の地理的境界別(都道府県別)対象面積を集計。
- 3. 2 で集計した対象面積に、「過去 20 年間で国土における森林から開発地に転用された土地の割合」を乗ずることにより、1989 年 12 月 31 日時点で森林であった面積を推計し、これを除外した面積を活動面積とする。
- 4. 3 で算定された活動面積に、「国土における単年の各土地利用(森林からの転用は3で除外済みのため除く)から開発地に転用された割合」を乗ずることで、「転用のない土地 (開発地から開発地)」と「他の土地利用から転用をされた土地(農地・草地・湿地・その他の土地から開発地への転用)」を算定。

h) 公的賃貸住宅地内緑地

- 1. 1990年1月1日以降の竣工で、かつ「敷地面積から建築面積を除いた面積(対象面積) が 500 m²以上」の公的賃貸住宅地内緑地を抽出。
- 2. 1 で抽出した公的賃貸住宅地内緑地の地理的境界別(都道府県別)対象面積を集計。

- 3. 2 で集計した対象面積に、「過去 20 年間で国土における森林から開発地に転用された土地の割合」を乗ずることにより、1989 年 12 月 31 日時点で森林であった面積を推計し、これを除外した面積を活動面積とする。
- 4. 3 で算定された活動面積に、「国土における単年の各土地利用(森林からの転用は 3 で除外済みのため除く)から開発地に転用された割合」を乗ずることで、「転用のない土地 (開発地から開発地)」と「他の土地利用から転用をされた土地(農地・草地・湿地・その他の土地から開発地への転用)」を算定。

A11.3.2.5.b. 使用データ

RVの活動面積を把握する際に使用したデータは以下の通りである。

下位区分	データの種類	使用データの取得方法
都市公園	・ 個別施設ごとの敷地面 積	・ 平成 20 年度末、21 年度末都市公園等整備 現況調査
道路緑地	• 高木本数	・ 道路緑化樹木現況調査(1987 年度、1992 年度、1997 年度、2002 年度、2007 年度、 2008 年度、2009 年度、2010 年度)
	・ 高木 1 本当たりの活動 面積	・道路の植栽高木に関する基礎データ収集 調査(2007年2月実施)
港湾緑地	・ 個別施設ごとの供用面積	・ 平成 20 年度、21 年度を対象とした全数調査
下水道処理施	・個別施設ごとの緑化面	・ 平成 20 年度、21 年度 下水処理場・ポン
設における外	積	プ場における吸収源対策に関する実態調
構緑地		查
緑化施設整備 計画認定緑地	・緑化施設面積 ・壁面緑化面積 ・高木本数	・緑化施設整備計画認定申請書・平成20年度、21年度末都市緑化施策の実 績調査
河川·砂防緑地	・ 個別施設ごとの植栽面 積	・ 平成 20 年度、21 年度 河川における二酸 化炭素吸収源調査
官庁施設外構	・個別施設ごとの敷地面	・ 平成 20 年度、21 年度を対象とした全数調
緑地	積と建築面積	查
公的賃貸住宅	・個別施設ごとの敷地面	・ 平成 20 年度、21 年度 公的賃貸住宅緑地
地内緑地	積と建築面積	整備現況調査

表 A11-10 活動面積の算定に使用したデータ

A11.3.3. 地理的境界を特定するために用いる地図情報及び地理的境界の ID システム

GPG-LULUCF 4.2.2.2 節では、議定書第3条3及び4活動に関する土地の特定方法として、活動を受けた複数の土地を含む領域を法的、行政的、生態学的境界を用いることによって表す「報告方法1」と、活動を受けた土地の地理的特定を空間的に明確かつ完全に行う「報告方法2」が提示されている。我が国は、GPG-LULUCFの図4.2.4.のデシジョンツリーに従い「報告方法1」を選択し、都道府県界を用いて国土を区分し、各境界内で第3条3及び4の各活動を受けた土地面積の合計を報告している。ID番号は、以下の日本地図に従って都道府県別に設定する。各第3条3及び4活動のデータ把握方法はA11.3.2.3~A11.3.2.5 節に記載している通りであり、それぞれの活動が都道府県界内において「報告方法1」に応じた位置特

定がなされている。この地理的境界は、第3条3活動の土地単位、第3条4活動の土地、第3条3活動を受けなければ第3条4活動に含まれた土地単位の全ての報告に利用している。

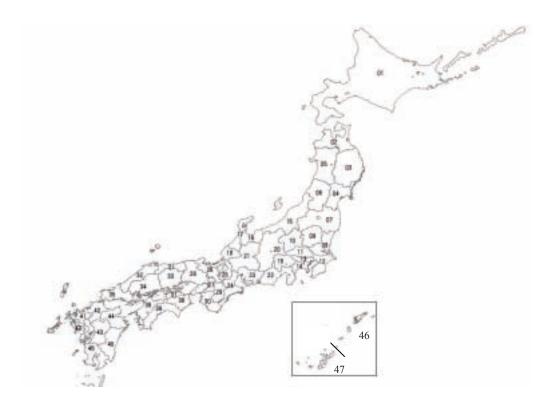


図 A11-4 我が国における ID 番号の設定

表 A11-11 我が国が設定した ID 番号と都道府県との対応

ID 番号	都道府県	ID 番号	都道府県	ID 番号	都道府県
01	北海道	17	石川	33	岡山
02	青森	18	福井	34	広島
03	岩手	19	山梨	35	山口
04	宮城	20	長野	36	徳島
05	秋田	21	岐阜	37	香川
06	山形	22	静岡	38	愛媛
07	福島	23	愛知	39	高知
08	茨城	24	三重	40	福岡
09	栃木	25	滋賀	41	佐賀
10	群馬	26	京都	42	長崎
11	埼玉	27	大阪	43	熊本
12	千葉	28	兵庫	44	大分
13	東京	29	奈良	45	宮崎
14	神奈川	30	和歌山	46	鹿児島
15	新潟	31	鳥取	47	沖縄
16	富山	32	島根		

A11.4. 活動別の情報

A11.4.1. 炭素ストック変化量及び GHG 排出・吸収量の算定方法

A11.4.1.1. 算定方法と算定の基になる仮定について

A11.4.1.1.a. 新規植林·再植林活動

a) 地上バイオマス、地下バイオマス

■ 算定方法

AR における生体バイオマスの炭素ストック変化量は、Tier 2 の蓄積変化法を用いて、2 時点における生体バイオマスプールの絶対量の差を求め、さらに転用に伴う生体バイオマスの炭素ストック変化量を減じることによって算定した。

$$\Delta C_{LB} = \Delta C_{SC} - \Delta C_L$$

 ΔC_{LB} : 生体バイオマスの炭素ストック変化量 (t-C/yr)

 ΔC_{SC} : 成長、伐採・薪炭材収集・攪乱による炭素ストック変化量(t-C/yr)

 ΔC_L : 転用に伴う炭素ストック変化量(t-C/yr)

成長、伐採・薪炭材収集・攪乱による炭素ストック変化量

$$\Delta C_{SC} = \sum_{k} \left\{ (C_{t2} - C_{t1}) / (t_2 - t_1) \right\}_k$$

 ΔC_{SC} : 生体バイオマスの炭素ストック変化量 (t-C/yr)

 t_1,t_2 : 炭素ストック量を調査した時点

 C_{tl} : 調査時点 t_1 における炭素ストック量(t-C) C_{t2} : 調査時点 t_2 における炭素ストック量(t-C)

k : 森林施業タイプ

生体バイオマスの炭素ストック量は、樹種別の材積に、容積密度、バイオマス拡大係数、 地上部に対する地下部の比率、炭素含有率を乗じて算定した。

$$C = \sum_{i} \{ [V_{j} \times D_{j} \times BEF_{j}] \times (1 + R_{j}) \times CF \}$$

C: 生体バイオマスの炭素ストック量(t-C)

V : 材積 (m³)

D : 容積密度 (t-d.m./m³)

BEF:バイオマス拡大係数(無次元)

R: 地上部に対する地下部の比率 (無次元)

CF : 炭素含有率 (= 0.5 [t-C/t-d.m.])

i : 樹種

転用に伴う炭素ストック変化量

森林への転用に伴う炭素ストック変化量は、GPG-LULUCF に従って以下の方法により算定した。

$$\Delta C_L = \sum_{i} \{ A_i \times (B_a - B_{b,i}) \times CF \}$$

 ΔC_L :他の土地利用から森林へ転用された土地における炭素ストック変化量(t-C/yr)

 A_i : 転用前の土地利用 i から森林に転用された年間面積(ha/yr) Ba : 森林に転用された直後の単位面積当たり乾物重(t-d.m./ha)

Bb,i: :森林に転用される前の土地利用タイプiにおける単位面積当たり乾物重(t-d.m./ha)

CF : 炭素含有率 (t-C/t-d.m.)

i : 土地利用区分

■ 各種パラメータ

算定に利用している材積、バイオマス拡大係数、地上部に対する地下部の比率、容積密度、 炭素含有率のデータは、条約インベントリと同様のデータを利用している。詳細は NIR 第7章、7.4.1 節の通りである。

転用に伴う炭素ストック変化量の算定に用いる土地利用区分別バイオマスストック量は、 条約インベントリと同様のデータを用いた。土地利用区分毎のデータについては、NIR 第7章、表7-5の通りである。

■ 活動量データ

活動量はARの発生面積であり、A11.3.2.3.の方法で求めた面積を用いた。

b) 枯死木、リター、土壌

■ 算定方法

AR における枯死木およびリターの炭素ストック変化量は、GPG-LULUCF の基本算定式に従い、森林以外の炭素ストックから 20 年生時の森林の平均炭素ストックに 20 年かけて直線的に変化するものとして算定した。算定は CENTURY-jfos モデルで得られた平均炭素ストック量を用いて実施しており、転用前の土地の枯死木、リター量は全てゼロと設定している。

$$\Delta C_{DW} = \sum_{i} \left\{ A_{i} \times (C_{DW20} - C_{DW,i}) / 20 \right\}$$
$$\Delta C_{LT} = \sum_{i} \left\{ A_{i} \times (C_{LT20} - C_{LT,i}) / 20 \right\}$$

 ACDW
 : 枯死木の炭素ストック変化量 (t-C/yr)

Δ*C_{LT}* : リターの炭素ストック変化量(t-C/yr) *A_i* : 土地利用区分 *i* 由来の新規植林・再植林面積

 A_i
 : 土地利用区分 i 由来の新規植林・再植林面積 (ha)

 C_{DW20}
 : 20 年生の森林の単位面積当たり平均枯死木炭素ストック量 (t-C/ha)

 C_{LT20} : 20 年生の森林の単位面積当たり平均リター炭素ストック量(t-C/ha)

 $C_{DW,i}$: 土地利用区分iにおける単位面積当たり枯死木炭素ストック量(t-C/ha)

※0 と仮定

 $C_{LT,i}$: 土地利用区分iにおける単位面積当たりリター炭素ストック量(t-C/ha)

※0 と仮定

i : 土地利用区分(農地、草地、湿地、開発地、その他の土地)

土壌の炭素ストック変化量は、GPG-LULUCFの基本算定式に従い、森林以外の土地利用の 炭素ストックから 20 年生時の森林の平均炭素ストックに 20 年かけて直線的に変化するもの として算定した。算定は CENTURY-jfos モデルで得られた平均炭素ストック量を用いて実施 している。

$$\Delta C_{Soil} = \sum_{i} \left\{ A_i \times (C_{Soil20} - C_{Soil,i}) / 20 \right\}$$

△C_{Soil} : 土壌の炭素ストック変化量(t-C/yr)

A_i : 土地利用区分 i 由来の新規植林面積(ha)

 C_{Soil20} : 20 年生の森林の単位面積当たり平均土壌炭素ストック量(t-C/ha) $C_{Soil.i}$: 土地利用区分 i における単位面積当たり土壌炭素ストック量(t-C/ha)

i : 土地利用区分(農地、草地、湿地、開発地、その他の土地)

■ 各種パラメータ

パラメータは CENTURY-ifos および文献から設定した。

■ 活動量データ

AR の発生面積は、A11.3.2.3. の方法で求めた面積を用いた。

c) その他のガス

1) 施肥に伴う N₂O 排出

森林への施肥量は農業分野において算定されている窒素肥料の施肥量に含まれていると考えられるため、「IE」として報告した。

2) 石灰施用に伴う CO₂排出

我が国の育林・保育施業における石灰施用は、2009年度に民有林を対象に実施した調査においていずれの都道府県からも行われていないという回答が得られており、かつ国有林においても行われていないため、ほぼ皆無と想定される。従って「NO」と報告した。

3) バイオマスの燃焼

我が国の森林では、NIR 第 7 章 セクション 7.14 a)の通り、野火による GHG 排出が存在する。AR 対象地のバイオマス燃焼状況を直接把握できるデータが無いことから、全森林を対象とする火災による GHG 排出量を、全森林面積における AR 面積の比率で按分することにより算定した。全森林を対象とする火災による炭素排出量は、国有林と民有林それぞれの火災被害材積に容積密度、バイオマス拡大係数、炭素含有率を乗じて算定した。このうち CO_2 排出量については炭素ストック変化の算定内で把握されているため、上記の算定は非 CO_2 ガスを対象に実施した。

d) 算定結果

表 A11-12 AR活動による排出・吸収量

	2008	2009
	[Gg-CO ₂]	$[Gg-CO_2]$
AR	-389.56	-415.08
地上バイオマス	-222.16	-239.70
地下バイオマス	-58.34	-63.45
枯死木	-65.69	-67.40
リター	-28.49	-29.24
土壌	-14.91	-15.30
その他のガス	0.03	0.01

^{*} CO₂) +:排出、-:吸収

A11.4.1.1.b. 森林減少

a) 地上バイオマス、地下バイオマス

■ 算定方法

D 対象地における地上バイオマス、地下バイオマスの炭素ストック変化は GPG-LULUCF の方法論に従い、転用により損失する森林バイオマスストック量と、D 活動後の生体バイオマスの成長に伴う炭素ストック変化量から推計を行っている。

転用により損失する生体バイオマスからの排出量は、国家森林資源データベースを用いて 都道府県毎の樹種や林齢の状況を勘案して推計しており、森林減少の生じた年に全ての排出 を計上している。

D活動後の生体バイオマスの成長に伴う炭素ストック変化量は、D対象地におけるその後の土地利用の状況に応じて算定した。NIR第7章表7-5の通り、我が国で森林以外の土地利用で土地転用後の生体バイオマス成長量を算定しているのは、草地への転用と開発地への転用のみである。生体バイオマスの成長を伴う開発地へ転用された D対象地は、RV活動を受けた土地であり、第3条4活動と第3条3活動を重複して受けた土地に該当するため、このような土地における炭素ストック変化量は D活動の下で報告を行うものである。A11.3.2.3.cでも説明した通り、我が国では森林からの土地転用が行われた土地で、再度土地転用が行われる事はほとんど無いと想定されるため、森林減少活動直後の土地利用状況に着目し当該算定を行っている。

$$\begin{split} &\Delta C_{D-LB} = \Delta C_{DG-LB} + \Delta C_{DS-LB} \\ &\Delta C_{DG-LB} = A_{5,DG} \times C_{G-LB} \\ &\Delta C_{DS-LB} = \Delta C_{RV-LB} \times RA_{DS-RV} \end{split}$$

 $\Delta C_{D\text{-}LB}$: D活動後の生体バイオマスの成長に伴う炭素ストック変化量(t-C/yr)

 $\Delta C_{DG\text{-}LB}$: D活動を受けた草地における炭素ストック変化量(t-C/yr) $\Delta C_{DS\text{-}LB}$: D活動を受けた開発地における炭素ストック変化量(t-C/yr) $\Delta C_{RV\text{-}LB}$: RV 活動に伴う生体バイオマスの炭素ストック変化量(t-C/yr)

(セクション A11.4.1.1d 参照)

A_{5.DG} : D活動を受けた草地の5年間累積面積 (ha)

 C_{G-LB} : 草地における単位面積あたりの炭素ストック変化量(t-C/ha/yr) RA_{DS-RV} : RV 活動を受けた土地のうち D 活動を重複して受けた面積割合

■ 各種パラメータ

森林バイオマスストック損失に関係する情報は国家森林資源データベースによる値を用いている。D 活動後の生体バイオマスの成長に伴う炭素ストック変化量の算定について、草地となった土地のストック変化量の算定には NIR 第7章 表7-5 のパラメータを用いた。開発地における RV に伴うストック変化量については、RV 活動と同じパラメータを用いている。

■ 活動量データ

D の発生面積は、A11.3.2.3. の方法で求められた面積を用いた。森林減少地で RV を行っている面積の把握方法は、A11.4.1.1.d にて説明する。

b)枯死木、リター、土壌

Dに伴う枯死木、リター、土壌の炭素ストック変化の算定は、GPG-LULUCFの Tier.2の方 法に則って行われている。

D 発生時点に枯死木・リターの炭素ストックはすべて排出とした。土壌の炭素ストックは 森林以外の土地利用の炭素ストックに20年かけて直線的に変化するものとして算定した。

転用前後のそれぞれの炭素プールの炭素ストック量は、NIR 第7章 表 7-6 から表 7-8 及び CENTURY-ifos モデルで得られる値を基に設定している。

c) その他のガス

1) 農地への転用に伴う N₂O 排出

農地への転用に伴い無機化された土壌炭素量を活動量として N₂O 排出を求める GPG-LULUCF の Tier.1 の算定方法により計算を行った。算定式と利用した各種パラメータは NIR7章 セクション 7.12 b)と同様。森林減少地での農地転用により無機化された土壌炭素量 は、D 活動による全土壌炭素排出量に、森林減少地内で農地へ転用された土地面積の割合を 乗じて求めた。

2) 石灰施用に伴う CO₂排出

GPG-LULUCF の Tier 1 の算定方法を用いて計算された農地全体での石灰施用に伴う CO2 排出 (NIR 第7章 セクション 7.13 b)) のうち、森林減少地に該当する排出量を推計した。 我が国は京都議定書第3条4の下での「農地管理(CM)」を選択していないため、京都議定 書の下での算定対象となるのは、1990年以降にD活動を受けた農地における排出のみである。 しかし、当該地における石灰及びドロマイトの施用量を直接把握することは困難なため、石 灰施用が総ての農地において均一に実施されていると仮定し、農地全体での石灰施用に伴う CO₂ 排出量に、全農地面積に対する森林減少地で農地に転用された面積の割合を乗じて推計 を行った。

3) バイオマスの燃焼

森林内部における焼却活動は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)』及び『消防 法』によって厳しく制限されており、経験的に極めて稀である。したがって、活動に伴うバ イオマスの燃焼は発生していないと想定し、「NO」として報告した。

d)算定結果

2008 2009

表 A11-13 D活動による排出・吸収量

	[Gg-CO ₂]	[Gg-CO ₂]
D	2,429.33	3,086.51
地上バイオマス	1,268.71	1,616.25
地下バイオマス	332.98	422.39
枯死木	434.84	543.13
リター	173.57	217.35
土壌	215.12	282.72
その他のガス	4.10	4.68

^{*} CO₂)+:排出、一:吸収

A11.4.1.1.c. 森林経営活動

a) 地上バイオマス、地下バイオマス

■ 算定方法

- 1. 国家森林資源データベースで把握された全国の森林蓄積から、蓄積変化法により森林全体の吸収量を求める。
- 2. 全体の吸収・排出量から ARD によるものを除外した上で、育成林については、樹種、地域、齢級毎に FM 率を適用し FM 森林による吸収量を算定する。天然生林については、国家森林資源データベースより法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置がとられている森林面積(立木地)を抽出し、吸収量を算定する。

■ 各種パラメータ

AR 活動と同様。

b) 枯死木、リター、土壌

■ 算定方法

Tier 3 のモデル法を用いて各プールの変化量を算定した。

算定は、枯死木、リター、土壌プール毎に、森林施業タイプ別に単位面積当たりの吸収・ 排出量を CENTURY-jfos モデルにより計算し、森林施業タイプ別面積を乗じ、合計した。

$$\Delta C_{dls} = \sum_{k,m,j} (A_{k,m,j} \times (d_{k,m,j} + l_{k,m,j} + s_{k,m,j}))$$

 ΔC_{dls} : 枯死木・リター・土壌における炭素ストック変化量(t-C/yr)

A : 面積 (ha)

d : 単位面積当たりの平均枯死木炭素ストック変化量 (t-C/ha/yr)l : 単位面積当たりの平均リター炭素ストック変化量 (t-C/ha/yr)s : 単位面積当たりの平均土壌炭素ストックの変化量 (t-C/ha/yr)

k: 森林施業タイプm: 齢級または林齢

J : 樹種

■ 各種パラメータ

単位面積当たりの平均枯死木・リター・土壌炭素ストックの変化量は、CENTURY-jfos モデルで求めた。CENTURY-jfos は CENTURY モデル(米国コロラド州立大学)を日本の森林の気候、土壌、樹種に適用できるよう調整したものである。CENTURY-jfos モデルについては NIR 第 7 章 セクション 7.4.1 (b) 2)を参考のこと。

c) その他のガス

1) 施肥に伴う N₂O 排出

森林への施肥量は農業分野において算定されている窒素肥料の施肥量に含まれていると考えられるため、「IE」として報告した。

2) 土壌排水に伴う N₂O 排出

土壌排水は日本では非常に稀なケースであり、 N_2O 排出は極めて微量であると考えられるとの専門家判断に基づき、当該区分については「NO」として報告した。

3) 石灰施用に伴う CO₂排出

我が国の育林・保育施業における石灰施用は、2009年度に民有林を対象に実施した調査においていずれの都道府県からも行われていないという回答が得られており、かつ国有林においても行われていないため、ほぼ皆無と想定される。従って「NO」と報告した。

4) バイオマスの燃焼

AR 活動と同様に、全森林を対象とする火災による排出量を、全森林面積における FM 面積の比率で按分することにより算定した。

d) 算定結果

2008 2009 $[Gg-CO_2]$ [Gg-CO₂]FM -49,005.74 -45,388.82 地上バイオマス -34,747.68 -37,955.21 地下バイオマス -8,758.73 -9,581.09 枯死木 134.69 540.79 リター -472.06 -394.24 十壤 -1,559.02 -1,621.64 13.99 その他のガス 5.64

表 A 11-14 FM 活動による排出・吸収量

A11.4.1.1.d. 植生回復活動

RV活動については、以前より開発地であった土地(転用のない土地)でRV活動が行われた場合と、他の土地利用からの開発地に転用された土地(転用された土地)でRVが行われた場合に分けて算定方法を記載する。

a) 転用のない土地:地上バイオマス、地下バイオマス

地上バイオマス及び地下バイオマスの算定は、高木を対象とする。なお、高木の定義は、 公共用緑化樹木品質寸法規格基準(案)に基づく高木⁴とする。

^{*} CO₂)+:排出、-:吸収

⁴ 公共用緑化樹木品質寸法規格基準(案)は、公共施設等の緑化事業のより適切な執行の推進のため、都市緑化のための公共用緑化樹木等の品質寸法規格基準を国土交通省が定めたものであり、高木は3~5 m以上の樹高になる樹木をさすと定義されている。

■ 算定方法

$$\begin{split} \Delta C_{RVLB} &= \sum_{i} \left(\Delta C_{LBG,i} - \Delta C_{LBL,i} \right) \\ \Delta C_{LBG,i} &= \Delta B_{LBG,i} \\ \Delta B_{LBG,i} &= \sum_{i} \left(NT_{i,j} \times C_{Ratei,j} \right) \end{split}$$

ACRUIR: 転用のない植生回復地における生体バイオマスの炭素ストック変化量(t-C/yr)

ΔC_{LBG}: 転用のない植生回復地における生体バイオマス成長に伴う炭素ストック変化量

(t-C/vr)

: 転用のない植生回復地における生体バイオマス損失に伴う炭素ストック変化量 ΔC_{LBL}

(t-C/vr)

 ΔB_{LBG} : 植生回復地における年間バイオマス成長量 (t-C/vr) : 樹木個体あたりの年間バイオマス成長量(t-C/tree/yr) C_{Rate}

NT: 樹木本数

:土地タイプ(都市公園、道路緑地、港湾緑地、下水道処理施設における外構緑地、

緑化施設整備計画認定緑地、河川・砂防緑地、官庁施設外構緑地、公的賃貸住宅

地内緑地)

: 樹種クラス j

■ 各種パラメータ⁵

都市公園

都市公園における生体バイオマス損失に伴う炭素ストック変化量はサンプル公園6におけ る毎木調査の結果、平均樹齢が20年以下であったことからゼロとした。

都市公園における樹木の年間バイオマス成長量は、GPG-LULUCF の 3.297 頁、Table 3A.4.1 に示されるデフォルト値 $0.0084\sim0.0142$ t-C/本/vr を用い、サンプル都市公園⁷の樹種構成比に より合成したパラメータを用いた。

生体バイオマスの地上部と地下部への分離は 2006 年 IPCC ガイドライン (8.9 頁) に示さ れるデフォルト値0.26(生体バイオマスの地上部に対する地下部の割合)を用いた。

道路緑地

道路緑地における生体バイオマス損失に伴う炭素ストック変化量は、ランダムに抽出した サンプル路線の植栽時の樹齢から平均樹齢を算定したところ、平均樹齢が20齢以下であった ことからゼロとした。道路緑地における樹木の年間バイオマス成長量、および生体バイオマ スの地上部と地下部への分離は都市公園と同様のパラメータを用いて算定した。

港湾緑地、下水道処理施設における外構緑地、河川・砂防緑地、官庁施設外構緑地、公的 賃貸住宅地内緑地

当該緑地における生体バイオマス損失に伴う炭素ストック変化量は、植栽時の樹木の規格

⁵ 今回の報告では、GPG-LULUCF における Tier lb の算定方法を採用している。今後、日本独自の年間バイオマス 成長量の設定ができた段階で Tier 2 で報告する予定である。

⁶ 日本の標準的な気候帯に位置し、都市公園の種類(公園種別)が豊富である神奈川県において、1990年1月1 日以降告示の都市公園を対象として、129箇所のサンプルをランダムに抽出。また、神奈川県に未設置の公園種 別を補足すべく、隣県の千葉県において3箇所同様の調査を実施。

北海道では釧路市および夕張市の全都市公園を、北海道以外では全国の都市公園からランダムに抽出した 321 箇所を対象として、樹木台帳や植栽平面図等から樹種構成比を把握。

や植栽樹種、植栽の配置等、都市公園と同様の考え方が採用されていることが多いことから、 都市公園と同様にゼロとした。樹木の年間バイオマス成長量および生体バイオマスの地上部 と地下部への分離についても、都市公園と同様のパラメータを利用した。

緑化施設整備計画認定緑地

緑化施設整備計画認定緑地における生体バイオマス損失に伴う炭素ストック変化量は、植栽時の樹木の規格が都市公園と同様の考え方で選択されていること、そして最も古い施設でも 2002 年認定のものであることから、平均樹齢 20 年以下と判断しゼロとした。樹木の年間バイオマス成長量および生体バイオマスの地上部と地下部への分離についても、都市公園と同様のパラメータを利用した。

■ 活動量データ

都市公園

土地の転用を伴わない都市公園の面積は、都市公園の面積に、国土の土地転用比率を乗じて算出した。都市公園における生体バイオマスの炭素ストック変化量の活動量については、都市公園等整備現況調査で得られた敷地面積に単位面積当たりの高木本数(北海道:340.1本/ha、北海道以外:203.3本/ha)を乗ずることで都市公園に植栽された高木本数を算定した。なお、単位面積当たりの高木本数は、有意水準95%を満たすサンプル数を設定し、サンプル公園の高木本数及び敷地面積から算定した8。

表 A 11-15 1989 年 12 月 31 日時点で森林ではない都市公園の土地利用別設置面積9

2009年度末時点

						107 Z/10.37M
		割合	土地利用区分	国土における過 去20年間の転 用割合	面積 [ha]	RV への 適合
	2		森林	4.89%	2,559.69	対象外
	0年以降告示かつ500 m ² 以 D都市公園	100.00%	森林以外	95.11%	49,802.10	対象
1-0	加川公園		合計	100.00%	52,361.79	_
	88%141250. 黑土4. 4 物土八	90.85%	森林	5.23%	2,488.25	対象外
	開発地に設置された都市公園		森林以外	94.77%	45,082.44	対象
	EL .		合計	100.00%	47,570.69	_
			森林	1.49%	71.44	対象外
	湿地に設置された(河川区 域を占用している)都市公園	9.15%	森林以外	98.51%	4,719.66	対象
	域を口用している/部川五屋	田口(いつ) 古い田		100.00%	4,791.10	_

_

⁸ 都市公園の単位面積あたりの高木本数は、全国の都市公園より、北海道 176 箇所、北海道以外 321 箇所をランダムに抽出し、樹木台帳や植栽平面図等から集計した。なお、サンプル公園の抽出に当たっては、有意水準 95% を満たすサンプル数を目標としたが、北海道のみ、台帳等の整備事情により、十分なサンプル数を得られていない。

⁹ 開発地と湿地の割合は「平成17年度末都市公園等整備現況調査」において把握した2005年度末実績値。

表 A 11-16 RV 対象都市公園における土地転用の有無別の活動面積と活動量

2009年度末時点

		土地利用区分	国土における単 年度の転用割 合	活動面積 [ha]	RVの活動量 (高木本数) [本]
1990年以降告示かつ500 m ² 以		土地転用あり (森林からの土地転用を除く)	0.24%	120.93	26,517
	DRV対象都市公園	土地転用なし	99.76%	49,681.17	10,893,893
		合計	100.00%	49,802.10	10,920,410
	開発地に設置された都市公	土地転用あり (森林からの土地転用を除く)	0.27%	120.57	26,439
	園	土地転用なし	99.73%	44,961.86	9,859,062
		合計	100.00%	45,082.44	9,885,501
	湿地に設置された(河川区	土地転用あり (森林からの土地転用を除く)	0.01%	0.35	78
	域を占用している)都市公園	土地転用なし	99.99%	4,719.31	1,034,831
		合計	100.00%	4,719.66	1,034,909

道路緑地

土地の転用を伴わない道路緑地における活動量(植栽本数)は以下の手順で算定した。

- 1. 1987 年度、1992 年度及び約束期間の当該年度に関する道路緑地樹木現況調査のデータより、1990 年 3 月 31 日及び約束期間の当該年度末時点における全国の道路緑地における高木本数を推計。
- 2. 約束期間の当該年度末の本数から 1990 年 3 月 31 日の本数を差し引くことにより、1990 年 4 月 1 日以降に植栽された高木本数を把握 (RV では 1990 年 1 月 1 日以降の活動が対象となるが、1 月 1 日から 3 月 31 日までの植栽本数が推計できないため、4 月 1 日以降としている)。
- 3. 「2」の本数に、 $500 \, \text{m}^2$ 以上の土地に植栽されている割合を乗じる。
- 4. 「3」の本数に、道路緑地の全体面積に対し 1989 年 12 月 31 日時点で森林であった土地の割合を乗じる。
- 5. 「4」の本数に、国土の土地転用割合において、土地の転用が無い開発地の割合を乗じる。

表 A 11-17 RV の報告対象とする道路緑地の面積

2009年度末時点

		植	栽高木本数	(本)				
	高木1本当た りの道路緑地 面積 [ha/本]	1990年 3月31日	2010年3月31日	1990年度~ 2009年度	500m ² 以上の 植栽区間であ る割合[%]	1989年12月31 日時点で森林 であった土地 の割合 [%]	RVの対象とな る道路緑地面 積 [ha]	RVの活動 量 (高木本数) [本]
	a	Ъ	С	c-b	d	e	a*(c-b)*d/100* (100-e)/100	(c-b)*d/100* (100-e)/100
一般道路(国土交通省、都道府県、市町村、公社管理道路)	0.006237	4,342,070	6,876,129	2,534,059	99.00%	5.23%	14,828	2,377,416
高速道路(旧公団 管理道路)	0.000830	1,096,380	8,198,153	7,101,773	100.00%	5.23%	5,585	6,730,305
合計	_	5,438,450	15,074,282	9,635,832	_	_	20,413	9,107,721

2009年度末時点

2007 及水					
		土地利用区分	国土における単年度 の転用割合	活動量 (高木本数)	活動面積 [ha]
	# - t - - - - - - - - - -	土地転用あり	0.27%	24,358	54.60
1990年以降告示かつ500m ² 以上のRV対象道路緑地		土地転用なし	99.73%	9,083,363	20,358.85
N T O/K v M	以上のKV対象担鉛林地	合計	100.00%	9,107,721	20,413.44
		土地転用あり	0.27%	6,358	39.66
	一般道路	土地転用なし	99.73%	2,371,058	14,788.29
		合計	100.00%	2,377,416	14,827.94
		土地転用あり	0.27%	18,000	14.94
	高速道路	土地転用なし	99.73%	6,712,305	5,570.56
		合計	100.00%	6,730,305	5,585.50

表 A 11-18 RV 対象道路緑地における土地転用の有無別の活動面積と活動量(高木本数)

港湾緑地

港湾緑地における生体バイオマスの炭素ストック変化量の活動量については、全数調査で 得られた供用面積に、都市公園の単位面積当たりの高木本数(前述のような都市公園と港湾 緑地との類似性から採用。北海道:340.1 本/ha、北海道以外:203.3 本/ha) を乗ずることで、 港湾緑地に植栽された高木本数を算定した。

なお、港湾緑地は、全て開発地に設置されており、1989年12月31日時点で森林であった 施設は存在しないものと判断した。

国土における 活動量 土地利用区分 活動面積[(ha] 単年度の転用割合 (高木本数) 土地転用あり 0.27% 3.64 769 土地転用なし 99.73% 1,358.06 286,640 100.00% 合計 1,361.70 287,409

表 A 11-19 土地転用の有無別の港湾緑地面積および活動量

2009年度末時点

下水道処理施設における外構緑地

土地の転用を伴わない下水道処理施設における外構緑地の面積は、都市公園と同様の方法 により算定した。下水道処理施設における外構緑地の生体バイオマスの炭素ストック変化量 の活動量については、約束期間の当該年度に関する「下水処理場・ポンプ場における吸収源 対策に関する実態調査」のデータを用い、緑化面積に単位緑化面積当たりの高木本数(北海 道:129.8 本/ha、北海道以外:429.2 本/ha) を乗ずることで、下水道処理施設における外構緑 地に植栽された高木本数を算定した。10

なお、下水道処理施設における外構緑地は、全て開発地に設置されている。

注)「土地転用あり」は、森林からの土地転用を除く。

¹⁰ 下水道処理施設の外構緑地における単位面積当たりの高木本数は、データを得ることが出来た59施設の高木本 数及び緑化面積から設定している。

表 A 11-20 1989 年 12 月 31 日時点で森林ではない下水道処理施設における外構緑地の面積 2009年度末時点

			<u> </u>
土地利用区分	国土における過去20年 間の転用割合	活動面積[ha] (緑化面積)	RVへの適合
森林	5.23%	34.34	対象外
森林以外	94.77%	622.13	対象
合計	100.00%	656.47	_

表 A 11-21 RV 対象下水道処理施設における土地転用の有無別の活動面積と活動量(高木本数)

土地利用区分	国土における 単年度の転用割合	活動面積[ha] (緑化面積)	活動量 (高木本数)
土地転用あり (森林からの土地転用を除く)	0.27%	1.66	672
土地転用なし	99.73%	620.47	250,727
合計	100.00%	622.13	251,399

緑化施設整備計画認定緑地

活動量(高木本数)は、全ての施設における個別の植栽本数が把握できることから、それらを積み上げた高木本数を用いた。

			緑化	施設面積內部	$\mathbb{R}[\mathbf{m}^2]$	活動面積	活動量
認定年度	所在地	敷地面積 [m²]	地上	屋上	壁面	緑化施設面積一壁面緑化面積[m²]	高木本数 [本]
2002	東京都港区	17,244	1,314	2,042	106	3,356	335
2002	東京都港区	19,708	3,285	736		4,021	147
2002	東京都港区	52,766	10,679			10,679	672
2002	東京都港区	84,780	8,846	7,493		16,339	813
2003	東京都港区	5,519	1,654			1,654	167
2003	大阪市	22,282	1,527	3,164	110	4,691	500
2005	川口市	1,995	586	164	18	750	153
2006	京都市	3,857	1,271			1,271	90
2006	広島市	4,453	130	783		913	1
2007	広島市	14,353	4,058			4,058	261
2007	福岡市	5,689	602	799		1,401	19
2008	石川県	7,281	682	1,411		2,093	19
2009	東京都世田谷区	5,526	1,116			1,116	51
2009	東京都世田谷区	6,459	1,370			1,370	15
	合計	251,912	37,120	16,592	234	53,712	3,243

表 A11-22 緑化施設整備計画認定緑地の活動面積と活動量

河川·砂防緑地

土地の転用を伴わない河川・砂防緑地の面積は、河川・砂防緑地は全て「湿地」に位置するものと定義し、活動面積に国土の土地転用比率を乗じて算出した。生体バイオマスの活動量(高木本数)については、活動面積に単位面積当たりの高木本数(北海道:1470.8 本/ha、北海道以外:339.0 本/ha)を乗ずることで算定した¹¹。

-

 $^{^{11}}$ 河川・砂防緑地においては、対象施設の約 95%で高木本数の実数を把握している。全施設の高木本数を簡便に算定するため、この 95%の施設のデータから単位面積当たりの植栽本数を設定することとした。

なお、河川・砂防緑地は、調査実施時に地歴が森林であった土地を除外しているため、活動面積の計算過程では、森林からの土地転用は考慮に入れていない。

表 A11-23 RV 対象河川・砂防緑地における土地転用の有無別の活動面積と活動量

2009年度末時点

	土地利用区分	国土における単年度の 転用割合	活動面積 [ha]	活動量[本] [高木本数]
1990年以降竣工か つ500 m ² 以上のRV	土地転用あり (森林からの土地転用を除く)	0.01%	0.11	64
対象河川・砂防緑地	土地転用なし	99.99%	1,436.84	847,043
	合計	100.00%	1,436.95	847,107

官庁施設外構緑地

土地の転用を伴わない官庁施設外構緑地の面積は、活動面積に国土の土地転用比率を乗じて算出した。生体バイオマスの活動量(高木本数)については、活動面積に単位面積当たりの高木本数(北海道、北海道以外共通:112.1 本/ha)を乗ずることで算定した。¹²

なお、官庁施設外構緑地は河川区域を占有することは無いため、全て「開発地」に位置するものとして算定する。

表 A 11-24 1989 年 12 月 31 日時点で森林ではない官庁施設外構緑地の面積

2009年度末時点

	土地利用区分	国土における過去 20年間の転用割合	面積 [ha]	RVへの適合
1990年以降竣工かつ500	森林	5.23%	15.50	対象外
m ² 以上の官庁施設外構緑 地	森林以外	94.77%	280.91	対象
	合計	100.00%	296.41	_

表 A 11-25 RV 対象官庁施設外構緑地における土地転用の有無別の活動面積と活動量

2009年度末時点

	土地利用区分	国土における単年 度の転用割合	活動面積 [ha]	活動量[本] [高木本数]
1990年以降竣工かつ500 m ² 以上のRV対象官庁施設 外構緑地	土地転用あり (森林からの土地 転用を除く)	0.27%	0.75	84
	土地転用なし	99.73%	280.15	31,405
	合計	100.00%	280.91	31,489

公的賃貸住宅地内緑地

土地の転用を伴わない公的賃貸住宅地内緑地の面積は、活動面積に国土の土地転用比率を乗じて算出した。生体バイオマスの活動量(高木本数)については、活動面積に単位面積当たりの高木本数(北海道、北海道以外共通: 262.4 本/ha)を乗ずることで算定した。¹³

別添 11-27

¹² 官庁施設外構緑地の単位面積当たりの高木本数は、植栽平面図を入手できた 20 施設を対象に、高木本数を「敷地面積ー建築面積」で除して設定した。なお、北海道と北海道以外に分けてモデル値を設定するには、サンプル数が不十分と判断し、全国共通としている。

¹³ 公的賃貸住宅地内緑地の単位面積当たりの高木本数は、植栽平面図を入手できた 28 施設を対象に、高木本数を「敷地面積-建築面積」で除して設定した。なお、北海道と北海道以外に分けてモデル値を設定するには、サンプル数が不十分であると判断し、全国共通としている。

なお、公的賃貸住宅地内緑地は河川区域を占有することは無いため、全て「開発地」に位置するものとして算定する。

表 A 11-26 1989 年 12 月 31 日時点で森林ではない公的賃貸住宅地内緑地の面積

2009年度末時点

	土地利用区分	国土における過去20 年間の転用割合	面積[ha]	RVへの適合
1990年以降竣工かつ500 m ² 以上の 公的賃貸住宅地内緑地	森林	5.23%	118.41	対象外
	森林以外	94.77%	2,145.41	対象
公的負責任七地內稼地	合計	100.00%	2,263.82	_

表 A 11-27 RV 対象公的賃貸住宅内緑地における土地転用の有無別の活動面積と活動量

2009年度末時点

	土地利用区分	国土における単年度 の転用割合	活動面積 [ha]	活動量[本] [高木本数]
1990年以降竣工かつ500 m ² 以上の RV対象公的賃貸住宅地内緑地	土地転用あり (森林からの土地 転用を除く)	0.27%	5.74	1,506
	土地転用なし	99.73%	2,139.67	561,449
	合計	100.00%	2,145.41	562,955

b) 転用のない土地: 枯死木

都市公園

生体バイオマスの活動量データ算定に用いている単位面積当たりの高木本数は、公園開設時のデータではなく、開設後の枯死及び補植の結果が含まれたある時点のデータを用いていることから、枯死木の炭素ストック変化量は生体バイオマスに含まれるものとして、「IE」として報告する。

道路緑地

生体バイオマスの活動量データ算定に用いている高木本数は、5年に1回の調査(2007年度以降は毎年実施)時に現地の植栽本数をカウントしているものであり、植栽後の枯死及び補植の結果が含まれたデータを用いていることから、生体バイオマスに枯死の結果も含まれているとして、枯死木の炭素ストック変化量は「IE」として報告する。

港湾緑地、下水道処理施設における外構緑地、緑化施設整備計画認定緑地、河川・砂防緑地、官庁施設外構緑地、公的賃貸住宅地内緑地

都市公園と同様の考え方に基づき「IE」として報告する。

c) 転用のない土地:リター

リターについては、都市公園及び港湾緑地のみを対象に算定を行った。その他の下位区分についても、毎年、落葉・落枝、枯死根等が発生し、清掃管理等により一部は施設外に持ち出されるものの、それ以外は施設内に蓄積されることで炭素ストック量の増加に寄与し、吸収源となっていることは明らかである。しかし、清掃管理等の方法が多岐に渡り、実態の把握及び正確な吸収量の算定が困難であるため、安全側の対応として、「排出源ではないため報告対象とはしない」こととする。

■ 算定方法

$$\Delta C_{RVLit} = \sum_{i} \left(A_i \times L_{it,i} \right)$$

 ΔC_{RVLit} : 転用のない植生回復地におけるリターの炭素ストック変化量(t-C/yr)

A : 転用のない植生回復地面積(ha)

 L_{it} : 植生回復地における単位面積当たりリターの炭素ストック変化量(t-C/ha/yr)

'i : 土地タイプ(都市公園、港湾緑地)

■ 各種パラメータ

都市公園、港湾緑地

本報告におけるリターの対象は、高木からの自然落下による落葉・落枝のみを対象としている。都市公園における単位面積あたりリターの炭素ストック変化量は、都市公園における現地調査 14 の結果得られた高木 1 本当たりの年間リター発生量(北海道: 0.0006 t-C/本/yr、北海道以外: 0.0009 t-C/本/yr)と、単位面積当たりの高木本数、そして清掃等による敷地外への持ち出し率(54.4%)を用いて算定した。その結果、北海道 0.0984 t-C/ha/yr、北海道以外 0.0830 t-C/ha/yr となった。なお、リターにおける炭素含有率は、GPG-LULUCF の 3.297 頁に示されるデフォルト値 0.5 t-C/t-d.m. を用いた 15 。

道路緑地、下水道処理施設における外構緑地、緑化施設整備計画認定緑地、河川・砂防緑地、官庁施設外構緑地、公的賃貸住宅地内緑地

各下位区分における主なリターの構成要素は、自然落下により発生する落葉・落枝、及び枯死根である。供用後の落葉・落枝の一部は、清掃管理等により敷地外に持ち出されるが、清掃管理等による持ち出しの対象は、供用後に植栽された植生から発生した落葉・落枝等であり、その土地の従来のリター炭素ストック量を低減するものではない。逆に、持ち出されずに敷地内に残存した落葉・落枝により炭素ストックは増加する。また、枯死根についても同様であり、供用後、土壌を敷地外に持ち出すことは無いため、枯死根として炭素ストックは増加する。

しかし、各下位区分とも、毎年、落葉・落枝、枯死根の発生等により、炭素ストックが増加することから、吸収源であることは明らかであるが、清掃管理等の方法が多岐に渡り、実態把握が困難であることから、正確な吸収量の算定が困難と考え、安全側の対応として、「排出源ではないため報告対象としない」こととした。

■ 活動量データ

生体バイオマスと同様。

14 滝野すずらん丘陵公園(北海道)および国営昭和記念公園(東京都)において、複数樹種にリタートラップを設置し、自然落下によるリターの発生量を測定した。なお、当該年に地表に落下したもののみをリターとして扱っている。なお、調査対象公園の選出においては、継続的なモニタリング調査が実施可能であり、かつ多様な樹種が植栽されているという条件を満たす公園として、規模が大きく管理水準が高い国営公園を対象とした。また、樹種構成比が北海道とそれ以外では異なることから、北海道で1箇所、北海道以外の日本の標準的な気候帯で1箇所という観点から上記2公園を選択した。

¹⁵ このデフォルト値は、本来、生体バイオマスに対して設定されたものである。しかし、現地調査においてリター落下後速やかに回収・乾燥させたため、分解による影響は少なく、生体バイオマスと炭素含有率に大きな差異は無いと考え、このデフォルト値を採用した。

d) 転用のない土地:土壌

都市公園

都市公園においては、関東の都市公園を対象に行った現地土壌調査の結果、整備後、少なくとも 20 年間以上は炭素ストックが増加し続けることが明らかになったため、「吸収源」として取り扱う。調査では、関東の公園のみを対象に実施しているが、都市公園の土壌炭素ストック変化量の相異は、土地の被覆状況や造成方法に依存するため、地域格差が生じにくいことから、関東における調査結果で全国を代表し得ると判断した。

ただし、現段階においては炭素プールが排出源ではないと考えるが、全国の都市公園の土壌の炭素ストック変化量を推計するための充分なデータが得られていないことから NR (当該プールを計上対象から除外する)として報告した。

【都市公園における土壌調査の結果概要】

(対象公園) 10 公園 (関東)

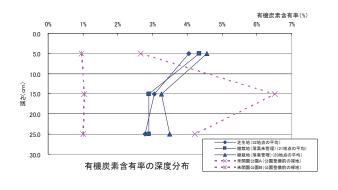
(調査実施時期) 平成 19 年度

(測定項目) 土壌中の有機炭素含有量(表層~10 cm、10~20 cm、20~30 cm)

都市公園を新たに設置する場合、盛土・切土に関わらず、造成直後の土壌(深度 30 cm 程度)は『有機炭素の分布は一様(表層に炭素が蓄積されていない)』であり、この傾向は、試坑断面調査(平成 19 年度に 5 公園で実施)において、30 cm までの土性が一様との結果が得られたことからも裏付けられた(残置森林等、森林と同様の土壌基盤を含む都市公園もあるが、多くは「森林減少」に該当し、RV には含まれない)。

しかし、都市公園の設置後、芝生地及び高木植栽地では根や落葉等から土壌への有機物の供給が進むにつれ、土壌中に炭素が蓄積されることが想定される。

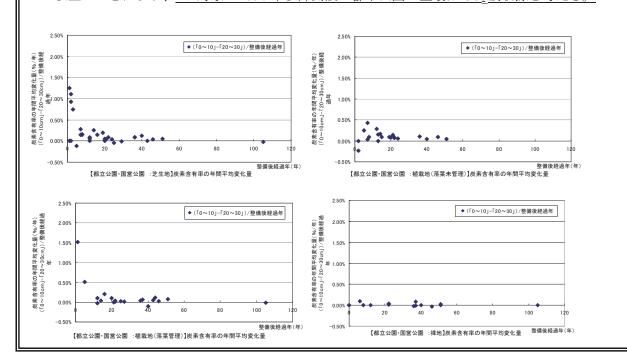
その傾向として、下図に示すとおり、表層の炭素ストック変化量は顕著に増加しているのに対し、10cm 以深の有機炭素のストック変化は極めて緩慢であることが推測された。根や落葉による炭素供給は表層に集中するため、表層以外への炭素供給量は極めて小さく、また、踏圧等の影響が大きい公園土壌の場合、表層以外は「嫌気」状態であることから、微生物による分解も極めて不活発な状態にあると考えられる。



そこで、深度 $10\sim30~cm$ の有機炭素含有率はほとんど変化していないものと考え、『「表層 $\sim10~cm$ の有機炭素含有率」- 「 $20\sim30~cm$ の有機炭素含有率」』を公園開設後の土壌中の炭素変化量とし、それを公園整備後の経過年で割り戻した数値をグラフ化すると下図のようになる。

このグラフでは、1 年間で有機炭素含有率にどの程度の変化が生じるかを表している。これによると、土地被覆の状況に関わらず、整備後間もない公園の年間炭素固定量は大きく、年を追うごとに徐々に小さくなるものの、整備後 20 年以上経過しても、一定量は固定し続けていると考えられる。

以上のことにより、RV 対象の 1990 年以降開設の都市公園の土壌は CO₂吸収源と考える。



道路緑地

道路緑地においても、一般道路の緑地帯等の土壌は、都市公園と同様の造成・管理された植栽地であることから、吸収源と考えられる。また、植栽の方法が異なる高速道路ののり面についても、現地調査の結果、少なくとも整備後 20 年間以上は炭素ストックが増加させ続けることが明らかになったため、「吸収源」として取り扱う。ただし、現段階においては炭素プールが排出源ではないと考えるが、全国の道路緑地の土壌の炭素ストック変化量を推計するための充分なデータが得られていないことから NR(当該プールを計上対象から除外する)として報告した。

【道路緑地(高速道路のり面)おける土壌調査の結果概要】

(対象路線) 5路線(関東)

(調査実施時期) 平成 19 年度

(測定項目) 土壌中の有機炭素含有量(表層~10 cm、10~20 cm、20~30 cm)

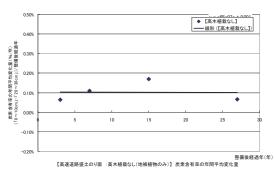
高速道路の場合、主に「盛土」構造の区間がRVの対象となる(切り土区間の多くは森林減少に該当)ことから、整備後経過年の異なる複数の盛土区間を対象に調査を実施した。都市公園同様、造成直後の盛土区間の土壌は、深度30cm程度までであれば『有機炭素の分布は一様である(表層に炭素が蓄積されていない)』ことが想定される。

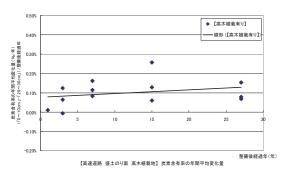
しかし、植栽や地被植物の発生等、地表に植生が成立した後は、根や落葉等から土壌への有機物の供給が進み、徐々に表層に炭素が蓄積されることが今回の調査により明らかとなった。

また、10 cm 以深の有機炭素の変化についても、締め固め等の影響により、都市公園と同様の理由により変化が緩慢であることが推測された。

そこで、深度 $10\sim30~cm$ の有機炭素含有率はほとんど変化していないものと考え、『「表層~10cm の有機炭素含有率」 - 「 $20\sim30~cm$ の有機炭素含有率」』を植栽後の土壌中の炭素変化量とし、それを植栽後の経過年で割り戻した数値をグラフ化すると下図のようになる。

このグラフでは、1年間で有機炭素含有率にどの程度の変化が生じるかを表している。これによると、土地被覆の状況に関わらず(高木が植栽されておらず、地被植物のみの区間についても)、毎年一定量の炭素を固定し続けていると考えられる。以上のことにより、RV対象の1990年以降開設の高速道路ののり面の土壌はCO、吸収源と考える。





※都市公園と高速道路の経年的な傾向の相異について

都市公園の場合、開設直後の年間炭素ストック変化量が大きい傾向を示したのに対し、高速道路のり面は経過年に関わらず一定の傾向を示している。年間ストック変化量は炭素供給量と分解量のバランスで決まる。都市公園の場合、最初から比較的規格の大きい高木を植栽するため、落葉等の供給量も開設直後から比較的多いが、土壌生態系は未熟であり、供給量が分解能力を上回る可能性があるが、年を経るにつれ土壌生態系も充実し、落葉等の供給量に分解能力が追いつくと考えられる。一方、高速道路の場合、苗木植栽であることから、植栽直後の落葉等の供給量が少なく、その後、落葉供給量の増加とともに土壌生態系も成熟することから、年間炭素ストック変化量も一定の傾向を示していると考えられる。

港湾緑地、下水道処理施設における外構緑地、緑化施設整備計画認定緑地、河川・砂防緑地、官庁施設外構緑地、公的賃貸住宅地内緑地

当該緑地については、植栽、造成、管理について、都市公園と類似しており、土壌における炭素ストックの変化量も同様の傾向を示すものと考えられる。したがって、都市公園・道路緑地と同様に、今回の報告では「排出源ではないため報告対象としない(NR)」こととし、将来的に、都市公園における算定方法が確立された場合には、それを活用して吸収量を算定・報告することを検討している。

e) 転用のない土地:その他のガス

1) 施肥に伴う N₂O 排出

我が国では、都市公園における施肥の実態があるが、農業分野において算定されている窒素肥料の需要量に都市公園への施用量が含まれると想定し、「IE」とした。

2) 石灰施用に伴う炭素排出

全ての下位区分を対象に算定を行った。都市公園と道路緑地(一般道路のみ対象。高速道路は施用しない)については、単位面積当たりの施用量のモデル値を設定し、その他の下位区分は、都市公園のモデル値を適用して算定した。なお、石灰施用については、土地の転用の有無に関係なく算定方法が同じであることから、全活動面積を対象に一括して算定することとした。

■ 算定方法

 $C_{RVLm} = C_{RVCaCO-3} + C_{RVCaMg-(CO\ 3)2}$ $C_{RVCaCO-3} = \sum_{i} \left(A_{i} \times \Delta C_{RVCaCO-3} \times 12.01 / 100.09 \right)$ $C_{RVMg-(CO\ 3)2} = \sum_{i} \left(A_{i} \times \Delta C_{RVMg-(CO\ 3)2} \times 12.01 / 184.41 \right)$

 C_{RVLm} : RV における石灰施用による炭素排出量(t-C/yr) $C_{RVCaCO3}$: RV における炭酸カルシウム施用による炭素排出量 $C_{RVCaMg(CO3)2}$: RV におけるドロマイト施用による炭素排出量

A: RVの活動面積(土地の転用なし、ありの合計面積)

 $\Delta C_{RViCaCO3}$: 土地タイプ i における単位面積当たりの炭酸カルシウム施用量 $\Delta C_{RViCaMg(CO3)2}$: 土地タイプ i における単位面積当たりのドロマイト施用量

12.01/100.09 : 炭酸カルシウム中の炭素分子量の割合 12.01/184.41 : ドロマイト中の炭素分子量の割合

i : 土地タイプ(都市公園、道路緑地(一般道路))

■ 各種パラメータ

都市公園

単位面積当たりの炭酸カルシウムの施用量は、11,274 公園を対象としたアンケート調査の結果に基づき、年間施用量 298.4 g/ha/yr と設定した。また、ドロマイトについては、9,346 公園を対象としたアンケート調査の結果に基づき、年間施用量 1,088.4 g/ha/yr と設定した。

なお、炭素排出量の算定の際には、施用された炭酸カルシウムおよびドロマイトに含まれる炭素の100%が、施用した1年間で大気中に放出されるとして算定している。

道路緑地 (一般道路)

高木 1 本当たりの炭酸カルシウムの施用量は、道路管理者 40 団体から得られたアンケート調査の結果に基づき、年間施用量 0.3311 g/本/yr と設定した。また、ドロマイトについても、同様の 40 団体から得られたアンケート調査の結果に基づき、年間施用量 1.5431 g/本/yr と設定した。

なお、炭素排出量の算定の際には、施用された炭酸カルシウムおよびドロマイトに含まれる炭素の100%が、施用した1年間で大気中に放出されるとして算定している。

港湾緑地、下水道処理施設における外構緑地、緑化施設整備計画認定緑地、河川・砂防緑地、官庁施設外構緑地、公的賃貸住宅地内緑地

当該緑地における石灰施用のパラメータは、都市公園のパラメータを活用することとした。 これらの下位区分における石灰施用は、都市公園と同様の施用形態(必要に応じて施用する)であり、施用頻度も同程度と考えられるため、都市公園のパラメータを利用する。

■ 活動量データ

活動量データは、土地の転用の有無にかかわらず、RVの対象となる全活動面積とした。

3) バイオマスの燃焼

RV活動が実施されている開発地または湿地については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、野焼きは原則として禁止されている。また、RV活動が行われている土地は、全て管理地であり、基本的には自然火災が発生することはない。したがって、バイオマス燃焼により炭素を排出する活動は行われておらず、「NO」として報告した。

f) 他の土地利用から転用された土地:地上バイオマス、地下バイオマス

■ 算定方法

RV において、土地の転用とは「施設」が設置または建設されることにより生じるものであり、単年度で生体バイオマスが全て置き換わることが基本となる(例:農地を転用して都市公園を設置する場合、農地の樹木等を全て撤去した上で、新たに公園用の植栽を行う等)。

そこで、土地転用を伴う RV の算定方法の基本方針として、報告年に新規開設された施設のうち、土地の転用を伴って開設された施設を「他の土地から転用された RV」と位置付ける。 算定方法は以下に示すとおりとした。

$$\begin{split} \Delta C_{RVLUC} &= \sum_{i} \left\{ A_{i} \times \left(C_{AfterLBi} - C_{BeforeLBi} \right) + \left(\Delta C_{RVLUCGi} - \Delta C_{RVLUCLi} \right) \right\} \\ \Delta C_{RVLUCGi} &= \Delta B_{RVGi} \\ \Delta B_{RVGi} &= \sum_{j} \left(NT_{i,j} \times C_{Ratei,j} \right) \end{split}$$

ΔC_{RVLUC}:土地の転用を伴う植生回復地における生体バイオマスの炭素ストック変化量

(t-C/yr)

A: 土地の転用を伴う植生回復地の年間転用面積(ha/yr)

 $C_{AfterLB}$: 土地転用直後の生体バイオマスの炭素ストック量(t-C/ha) $C_{BeforeLB}$: 土地転用直前の生体バイオマスの炭素ストック量(t-C/ha)

 ΔC_{RVLUCG} : 土地の転用を伴う植生回復地における生体バイオマス成長に伴う炭素ストッ

ク変化量(t-C/yr)

ΔC_{RVLUCL}:土地の転用を伴う植生回復地における生体バイオマス損失に伴う炭素ストッ

ク変化量(t-C/yr)

 ΔB_{RVG} : 植生回復地における年間バイオマ成長量(t-C/yr) C_{Rates} : 樹木個体あたりの年間バイオマス成長量(t-C/x/yr)

NT:樹木本数

i : 土地タイプ(都市公園、道路緑地、港湾緑地、下水道処理施設における外構

緑地、河川·砂防緑地、官庁施設外構緑地、公的賃貸住宅地内緑地)

j : 樹種クラス

■ 各種パラメータ

都市公園

土地転用直前の生体バイオマスの炭素ストック量(t-C/ha)は、草地、農地、湿地、その他の土地で設定されている値を用い、転用直後の炭素ストック量はゼロ(RV 該当施設開設時には、すでに植栽が成された状態であり、生体バイオマスもストックされているが、これらは圃場等の他所から移動されてきたものであり、RV 活動によって生じたストックではないことからゼロとして取り扱う)とした。この際、対象施設開設に伴う土地の造成等により、転用前の生体バイオマスが全て消失することを前提としている。

その他のパラメータは、転用を伴わない都市公園と同様とした。

道路緑地、港湾緑地、下水道処理施設における外構緑地、河川・砂防緑地、官庁施設外構緑地、公的賃貸住宅地内緑地

土地転用直後および直前の生体バイオマスの炭素ストック量(t-C/ha)は、総て他の土地か

ら転用された都市公園と同様である。

その他のパラメータは、転用を伴わない道路緑地、港湾緑地、下水道処理施設における外 構緑地、河川・砂防緑地、官庁施設外構緑地、公的賃貸住宅地内緑地と同様とした。

■ 活動量データ

都市公園

土地の転用を伴う都市公園の活動面積は、都市公園の面積に、国土の土地転用比率を乗じて算出した。生体バイオマスの活動量(高木本数)については、土地の転用を伴わない都市公園と同様とした。

表 A11-28 都市公園の土地転用別活動面積および活動量

2009年度末時点

	転用前の土地利 用区分	国土における 単年度の転用 割合	活動面積 [ha]	RVの活動量 (高木本数) [本]
1990年以降告示かつ500m ² 以上	土地の転用なし	99.73%	44,961.86	9,859,062
のRV対象都市公園(開発地に	農地	0.23%	103.54	22,704
設置)	草地	0.04%	17.03	3,735
	湿地	IE	IE	IE
	その他の土地	IE	IE	IE
	合計	100.00%	45,082.44	9,885,501
1990年以降告示かつ500 m ² 以 上のRV対象都市公園(湿地に 設置)	土地の転用なし	99.99%	4,719.31	1,034,831
	農地	0.00%	0.08	18
	草地	0.00%	0.01	3
	開発地	0.00%	0.00	1
	その他の土地	0.01%	0.26	56
	合計	100.00%	4,719.66	1,034,909

道路緑地

土地の転用を伴う道路緑地の面積は、道路緑地の面積に、国土の土地転用比率を乗じて算出した。生体バイオマスの活動量(高木本数)については、土地の転用を伴わない道路緑地と同様の方法とした。

表 A 11-29 道路緑地の土地転用別活動面積および活動量

2009年度末時点

	転用前の 土地利用区分	国土における 単年度の転用割合	活動面積[ha]	活動量[本]
1990年以降	土地の転用なし	99.73%	20,358.85	9,083,363
告示かつ	農地	0.23%	46.88340975	20,918
500 m ² 以上 のRV対象	草地	0.04%	7.711784413	3,441
道路緑地	湿地	IE	IE	ΙE
XE PH 198-D	その他の土地	IE	IE	IE
	合計	100.00%	20,413.44	9,107,721

港湾緑地

土地の転用を伴う港湾緑地の面積は、港湾緑地の開設面積に、国土の土地転用比率を乗じて算出した。生体バイオマスの活動量(高木本数)については、土地の転用を伴わない港湾緑地と同様の方法である。

表 A11-30 港湾緑地の土地転用別活動面積および活動量

2009年度末時点

転用前の 土地利用区分	国土における 単年度の転用割合	面積[ha]	活動量[本] (高木本数)
土地の転用なし	99.73%	1,358.06	286,640
農地	0.23%	3.13	660
草地	0.04%	0.51	109
湿地	IE	IE	IE
その他の土地	IE	IE	IE
合計	100.00%	1,361.70	287,409

下水道処理施設における外構緑地

土地の転用を伴う下水道処理施設における外構緑地の面積は、下水道処理施設の緑化面積 面積に、国土の土地転用比率を乗じて算出した。生体バイオマスの活動量(高木本数)については、土地の転用を伴わない下水道処理施設と同様の方法である。

表 A11-31 下水道処理施設における外構緑地の土地転用別活動面積および活動量

2009年度末時点

転用前の土地利用区分	国土における 単年度の転用割合	面積[ha]	活動量[本] (高木本数)
土地の転用なし	99.73%	620.47	250,727
農地	0.23%	1.43	577
草地	0.04%	0.24	95
湿地	IE	IE	IE
その他の土地	IE	IE	IE
合計	100.00%	622.13	251,399

河川·砂防緑地

土地の転用を伴う河川・砂防緑地の活動面積は、河川・砂防緑地の植栽面積に、国土の土地転用比率を乗じて算出した。生体バイオマスの活動量(高木本数)については、土地の転用を伴わない河川・砂防緑地と同様の方法である。

表 A11-32 河川・砂防緑地の土地転用別活動面積および活動量

2009年度末時点

転用前の土地利用区分	国土における単年度の 転用割合	活動面積 [ha]	活動量[本] [高木本数]
土地の転用なし	99.99%	1,436.84	847,043
農地	0.00%	0.02	14
草地	0.00%	0.00	2
開発地	0.00%	0.00	1
その他の土地	0.01%	0.08	46
合計	100.00%	1,436.95	847,106

官庁施設外構緑地

土地の転用を伴う官庁施設外構緑地の活動面積は、敷地面積から建築面積を差し引いた面積に、国土の土地転用比率を乗じて算出した。生体バイオマスの活動量(高木本数)については、土地の転用を伴わない官庁施設外構緑地と同様の方法である。

2000年度士時占

			2009年度末時只
転用前の土地利 用区分	国土における単年 度の転用割合	活動面積[ha]	活動量[本] (高木本数)
土地の転用なし	99.73%	280.15	31,405
農地	0.23%	0.65	72
草地	0.04%	0.11	12
湿地	IE	IE	IE
その他の土地	IE	IE	ΙE
合計	100.00%	280.91	31.489

表 A11-33 官庁施設外構緑地の土地転用別活動面積および活動量

公的賃貸住宅地内緑地

土地の転用を伴う公的賃貸住宅地内緑地の活動面積は、敷地面積から建築面積を差し引いた面積に、国土の土地転用比率を乗じて算出した。生体バイオマスの活動量(高木本数)については、土地の転用を伴わない公的賃貸住宅地内緑地と同様の方法である。

表 A 11-34 公的賃貸住宅地内緑地の土地転用別活動面積および活動量 2009年度末時点

転用前の土地利 用区分	国土における単年度 の転用割合	活動面積[ha]	活動量[本] (高木本数)
土地の転用なし	99.73%	2,139.67	561,449
農地	0.23%	4.93	1293
草地	0.04%	0.81	213
湿地	IE	ΙΕ	IE
その他の土地	IE	ΙΕ	IE
合計	100.00%	2,145.41	562,955

g) 他の土地利用から転用された土地: 枯死木

土地の転用を伴う RV 活動を実施する場合、転用前の土地(森林は対象外)はそのほとんどが「管理地」であり、樹木は「資産」であることから、枯死後、枯死木は敷地外へ運び出し、代わりに補植することが原則と考えられる。したがって、転用前の生体バイオマスのストック量に「枯死→補植」の結果が含まれ、見かけ上は枯死が発生していない。また、転用直後の植生回復地においては、生体バイオマスをゼロとしていることから、枯死もゼロとする。以上のことから、転用前および転用直後の枯死木はゼロとする。

また、転用後1年間で発生する枯死量については、土地の転用を伴わない土地と同様に、「IE」として報告する。

h) 他の土地利用から転用された土地:リター

リターについては、転用のない土地と同様に、都市公園及び港湾緑地のみを対象に算定を 行い、その他の下位区分(道路緑地、下水道処理施設における外構緑地、河川・砂防緑地、 官庁施設外構緑地、公的賃貸住宅地内緑地)については、「報告の対象としない」こととした。

■ 算定方法

$$\Delta C_{\mathit{LUCRVLit}} = \sum_{i} \left\{ A_{i} \times \left(C_{\mathit{AfterLiti}} - C_{\mathit{BeforeLiti}} \right) + A_{i} \times \mathit{Lit}_{i} \right\}$$

 $C_{AfterLit}$: 土地転用直後のリターの炭素ストック量(t-C/ha) : 土地転用直前のリターの炭素ストック量(t-C/ha)

 $\Delta C_{LUCRVLit}$: 土地の転用を伴う植生回復地におけるリターの炭素ストック変化量 (t-C/yr)

A : 土地の転用を伴う植生回復地の年間転用面積(ha/yr)

Lit: : 植生回復地における単位面積当たりリターの炭素ストック変化量(t-C/ha/yr)

i : 土地タイプ(都市公園、港湾緑地)

■ 各種パラメータ

都市公園、港湾緑地

農地や草地、湿地などから転用して都市公園を設置する場合、現況地盤をそのまま活用するか、または現況地盤の上に客土を施すなど、基本的に転用前の土壌基盤を外部へ持ち出すことは無い。したがって、転用前の土地にストックされていた落葉、落枝、枯死根等は、土地の転用後も減少することはない。

また、土地転用直後の都市公園は、植栽が施された直後であり、リターに該当する炭素はほとんど存在しない。

以上のことから、土地の転用に関わるリターの炭素ストック変化量はゼロとみなすことと した。

また、転用後1年間で発生するリターの量については、土地の転用を伴わない都市公園と 同様の方法により算定を行った。

道路緑地、下水道処理施設における外構緑地、河川・砂防緑地、官庁施設外構緑地、公的 賃貸住宅地内緑地

土地の転用に関わるリターの炭素ストック変化量は、都市公園と同様の理由により、ゼロとみなした。

転用後1年間で発生するリターの量については、転用のない土地の道路緑地、下水道処理 施設における外構緑地、河川・砂防緑地、官庁施設外構緑地、公的賃貸住宅地内緑地と同様 に算定しないこととした。

以上のことから、吸収源であることは明らかであるものの、「排出源ではないため報告の対象とはしない(NR)」こととした。

■ 活動量データ

生体バイオマスと同様。

i) 他の土地利用から転用された土地:土壌

都市公園

リターの項に示したとおり、農地や草地、湿地などから転用して都市公園を設置する場合、現況地盤をそのまま活用するか、または現況地盤の上に客土を施すなど、基本的に転用前の土壌基盤を外部へ持ち出すことは極めてまれである(持ち出す場合も、焼却等、炭素を大気中に放出させるような処理は行わない)。したがって、土地の転用に伴う土壌中の炭素ストック変化は生じない、または客土の分だけ増加することとなる。ただし、客土は、他所からの炭素の移動に過ぎず、大気中の炭素を固定する活動では無いため、土地の転用に伴う土壌炭

素ストック変化は生じないものとして取り扱う。

転用後1年間の土壌炭素ストックの変化は、転用のない都市公園と同様の理由から、「吸収源」として取り扱うが、吸収量の算定は行わないものとする。

以上のことから、今回の報告では、「排出源ではないため報告対象としない(NR)」こととした。

道路緑地、港湾緑地、下水道処理施設における外構緑地、河川・砂防緑地、官庁施設外構緑地、公的賃貸住宅地内緑地

都市公園以外の下位区分においても、他の土地から転用された都市公園と同様の理由から、 今回の報告では「排出源ではないため報告対象としない(NR)」こととした。

i) 他の土地利用から転用された土地: その他のガス

1) 施肥に伴う N₂O 排出

我が国では、都市公園における施肥の実態があるが、農業分野において算定されている窒素肥料の需要量に都市公園への施用量が含まれると想定し、「IE」とした。

2) 石灰施用による炭素排出

全ての下位区分において、土地の転用の有無に関係なく算定方法が同じであることから、 「転用のない土地:非CO₂」に示す方法を用いて、一括して算定している。

3) バイオマスの燃焼による炭素排出

転用のない植生回復地と同様に、バイオマス燃焼により炭素を排出する活動は行われていないため、「NO」として報告する。

k) 算定結果

1990 2008 2009 $[Gg-CO_2]$ $[Gg-CO_2]$ [Gg-CO₂] RV -47.06 -729.70 -754.84 地上バイオマス -36.46 -566.97 -586.48 地下バイオマス -9.48 -147.41 -152.48 枯死木 ΙE ΙE ΙE -1.12 -15.34 -15.90 0.00 0.00 0.00 その他のガス 0.00 0.02 0.02

表 A 11-35 RV 活動による排出・吸収量

A11.4.1.2. 算定対象から除外した炭素プールについて

RV における道路緑地、下水道処理施設における外構緑地、緑化施設整備計画認定緑地、河川・砂防緑地、官庁施設外構緑地、公的賃貸住宅地内緑地のリター及び全下位区分の土壌を算定対象から除外している。

これらの炭素プールについては国土交通省による調査により、炭素ストックが経年的に増

^{*} CO₂)+:排出、-:吸収

加する傾向が観測されている(半田真理子他「植生回復地における土壌及びリターに関する 炭素固定量の把握に向けた研究について」(財)都市緑化技術開発機構 都市緑化技術 No.69)。これらの炭素プールのストック変化量を算定するためには更なる情報の収集・整理 等が必要な状態であるが、、排出源ではなく吸収源であることは明らかであることから、吸収 量の過大評価には繋がらない。

A11.4.1.3. 間接及び自然要因の分離 (ファクタリングアウト) について

決定 15/CMP.1 の附属書のパラグラフ 7 の要件に関し、我が国では、活動に伴う排出・吸収量の算定においてファクタリングアウトを実施していない。

A11.4.1.4. 再計算と改善点

AR 活動の面積データや RV 関係データの精査を進めた結果を算定に反映した。

FM 活動において、地上バイオマス・地下バイオマスの「Losses」の炭素ストック変化量を「NO」で報告していたが、これは「Gains」に含まれているので、「IE」とした 16 。

AR 活動及び FM 活動における石灰施用からの CO_2 排出について、新たに得られた知見を踏まえて「NE」で報告をしていたものを「NO」に変更した。

昨年度提出のインベントリにおいて CRF 表に誤入力されていた注釈記号 (D活動、RV活動におけるバイオマス燃焼)を正しい注釈記号に修正した。

A11.4.1.5. 不確実性評価

別添 7「7.1 不確実性評価手法」に示された方法を用いて不確実性を評価した結果、京都議定書第3条3及び4の活動に伴う2009年度の排出・吸収量の不確実性は29%となった。

活動種類	GHGs	排出・吸収量 [Gg CO ₂ eq.]		排出・吸収量の不 確実性 [%]	部門内の順位	各排出源の不確実 性が総排出量に占 める割合[%]	部門内の順位
			%				
3条3項の活動 新規植林および再植林	CO ₂ , N ₂ O, CH ₄	-415	-1%	6%	3	0%	3
3条3項の活動 森林減少	CO ₂ , N ₂ O, CH ₄	3,087	7%	3%	4	0%	4
3条4項の活動(人為的吸収源活動) 森林経営	CO ₂ , N ₂ O, CH ₄	-49,006	-104%	27%	2	29%	1
3条4項の活動(人為的吸収源活動) 植生回復	CO ₂ , N ₂ O, CH ₄	-755	-2%	70%	1	1%	2
合計		-47,089	-100%	29%			

表 A 11-36 京都議定書第3条3及び4の活動に伴う不確実性評価結果

A11.4.1.5.a. 新規植林・再植林活動に伴う排出・吸収量の不確実性

AR 活動に伴う 2009 年度の排出・吸収量の不確実性は 6%となった。

-

¹⁶ FM 地が純排出の場合には、「Losses」の欄で炭素ストック変化量を報告し、「Gains」の欄は「IE」で報告した。

活動種類			GHGs	排出・吸収 量 [Gg CO2eq.]	活動量 不確実性 [%]	排出・吸収 係数の 不確実性 [%]	排出・吸収 量 不確実性 [%]	部門内の順位	各排出源の 不確実性が 総排出量に 占める割合 [%]	部門内の順位
3条3項の活動	各炭素	プールにおける変化								
	±	也上バイオマス	CO_2	-240	-	-	10%	6	6%	1
新規植林	±	也下バイオマス	CO_2	-63	ı	-	8%	7	1%	3
および 再植林	Į Ū	Jター	CO_2	-67	-	-	11%	5	2%	2
十十个但不个	 	古死木	CO ₂	-29	-	-	11%	4	1%	4
		上壤	CO_2	-15	-	-	19%	2	1%	5
	温室效	果ガスの排出源								
	方		N ₂ O	ΙE	-	-	-	-	-	-
	Ā	森林管理による土壌排水	N ₂ O	-	-	-	-	-	-	-
	月	農地への土地利用の転用	N ₂ O	-	-	-	-	-	-	-
	1		CO_2	NO	NO	NO	NO	-	-	-
	7	・・イオマス燃焼	CO_2	ΙΕ	ΙE	ΙE	ΙΕ	-	-	-
			CH ₄	0	-	-	13%	3	0%	7
			N ₂ O	0	-	-	22%	1	0%	6
	合計			-415			6%			

表 A11-37 新規植林・再植林活動における不確実性評価結果

A11.4.1.5.b. 森林減少活動に伴う排出・吸収量の不確実性

D活動に伴う2009年度の排出・吸収量の不確実性は3%となった。

活動種類 GHGs 排出・吸収 排出・吸収 各排出源の 排出・吸収 不確実性 係数の 内の 不確実性が内の [Gg CO2eq.] [%] 不確実性 不確実性 順位 総排出量に 順位 [%] 占める割合 [%] [%] 3条3項の活動 各炭素プールにおける変化 地上バイオマス CO_2 1,616 5% 4 2% 森林減少 地下バイオマス CO_2 0% 422 2% 7 CO_2 リター 6 543 3% 1% -- CO_2 枯死木 217 4% 5 0% 土壌 CO_2 283 10% 温室効果ガスの排出源 施肥 N₂O 森林管理による土壌排水 N₂O 農地への土地利用の転用 N_2O 23% 0% 石灰施用 CO₂ 70% 0% バイオマス燃焼 CO_2 NO NO NO NO CH₄ NO NO NO NO N₂O NO NO NO NO 合計 3,087

表 A11-38 森林減少活動における不確実性評価結果

A11.4.1.5.c. 森林経営活動に伴う排出・吸収量の不確実性

FM 活動に伴う 2009 年度の排出・吸収量の不確実性は 27%となった。

活動種類 GHGs 排出・吸収 不確実性 係数の 不確実性が [Gg CO2eq.] 不確実性 不確実性 [%] 順位 総排出量に 順位 占める割合 [%] [%] [%} 3条4項の活動 各炭素プールにおける変化 地上バイオマス CO_2 -37,955 35% 27% 森林経営 地下バイオマス CO₂ 541 CO₂ 18% 0% 枯死木 CO₂ -394 5% 0% 6 土壤 CO_2 -1,622 15% 1% 温室効果ガスの排出源 施肥 N₂O ΙE ΙE ΙE ΙE 森林管理による土壌排水 N_2O NO NO NO NO 農地への土地利用の転用 N_2O 石灰施用 CO₂ NO NO NO NO バイオマス燃焼 CO₂ ΙE ΙE ΙE ΙE CH_4 16% 0% N₂O 0% 26% -49,006

表 A 11-39 森林経営活動における不確実性評価結果

A11.4.1.5.d. 植生回復活動に伴う排出・吸収量の不確実性

RV 活動に伴う 2009 年度の排出・吸収量の不確実性は 70%となった。

活動種類			GHGs	排出・吸収 量 [Gg CO2eq.]	活動量 不確実性 [%]	排出・吸収 係数の 不確実性 [%]	排出・吸収 量 不確実性 [%]	部門内の順位	各排出源の 不確実性が 総排出量に 占める割合 [%]	部門内の順位
3条4項の活動	各炭	素プールにおける変化								
I+ 11. □ 1/F		地上バイオマス	CO ₂	-586	-	-	86%	3	66%	1
植生回復		地下バイオマス	CO_2	-152	-	-	106%	1	21%	2
		リター	CO_2	-16	-	-	97%	2	2%	3
		枯死木	CO_2	ΙE	ΙΕ	ΙE	ΙE	-	-	-
		土壌	CO_2	-	-	-	-	-	-	-
	温室	効果ガスの排出源								
		施肥	N ₂ O	ΙE	ΙE	ΙE	ΙE	-	-	-
		森林管理による土壌排水	N ₂ O	-	-	-	-	-	-	-
		農地への土地利用の転用	N ₂ O	-	-	-	-	-	-	-
		石灰施用	CO ₂	0	38%	4%	38%	4	0%	4
		バイオマス燃焼	CO ₂	NO	NO	NO	NO	-	-	-
			CH ₄	NO	NO	NO	NO	-	-	-
			N ₂ O	NO	NO	NO	NO	-	-	-
	合計			-755			70%			

表 A 11-40 植生回復活動における不確実性評価結果

A11.4.1.6. その他の方法論(自然撹乱等¹⁷による影響に対する対処方法等)

A11.4.1.6.a. 新規植林・再植林及び森林減少活動

自然撹乱等の影響は、計画区につき 5 年毎に行われる森林簿の更新時にまとめて資源状況 に反映される。

¹⁷ 火災、風害、虫害、干害、洪水、着氷害など。

A11.4.1.6.b. 森林経営活動

自然撹乱等の影響は、計画区につき 5 年毎に行われる森林簿の更新時にまとめて資源状況に反映される。

A11.4.1.6.c. 植生回復活動

RV において変動の大きい自然攪乱としては、風水害、病虫害が考えられる。しかし、RV に該当する土地は全て、行政等による人為的な管理下にあり、また、主に開発地に立地する特性からも、高木の消失や土壌の流出等が生じた場合、安全性や景観上の観点から、事業予算の計上等により、早急な復旧措置が施されるケースが多い。

以上のことから、炭素ストックやその成長量は、見かけ上ほとんど変化しないものとし、 算定方法に反映していない。なお、復旧措置は、災害の当該年内に実施されない場合もある が、災害復旧による炭素ストック量の増加は、今回報告する炭素プールの炭素ストック変化 量には含まれないことから、ダブルカウントになることは無い。

A11.4.1.7. 活動の開始年(2008年以降の場合)

今回提出のインベントリでは、第3条3活動及び選択された第3条4活動が2009年度までに開始された土地すべてが算定の対象となっている。なお、2009年度に活動が開始された土地の排出・吸収量は、2008年度の算定結果には含まれていない。各活動の該当面積は以下の通り。

表 H 11 41	791796115771	11/10/11/10/2017	78711/90 / TO	377 //// ////	110 30
	新規植林•	森林減少	森林	木経営活動 [l	kha]
活動面積	再植林活動 [kha]	が 活動 [kha]	育成林	天然生林	計
1990~2009年度	28.3	309.4	7,443	6,909	14,352
(うち2009年度)	_	8.3	_	_	_

表 A 11-41 新規植林·再植林活動 森林減少活動 森林経営活動

表 A 11-42 植生回復活動

区分	都市公園[ha]	道路緑地 [ha]	港湾緑地 [ha]	下水道処理施 設における外 構緑地 [ha]	緑化施設整備 計画認定緑地 [ha]
1990年度	3,431	1,484	138	44	0
2009年度	1,743	892	45	0	0
1990~2009年度	49,802	20,413	1,362	603	5
区分	河川·砂防緑 地 [ha]	官庁施設外構 緑地 [ha]	公的賃貸住宅 内緑地 [ha]	計 [ha]	
1990年度	58	11	182	5,348	
2009年度	32	7	31	2,751	
1990~2009年度	1,437	281	2,145	76,049	

A11.5. 京都議定書第3条3の活動について

A11.5.1. 1990 年 1 月 1 日以降に人為的活動が実施されたことを示す情報

我が国では、1989年末の空中写真オルソ画像と直近の衛星画像を用いて 1990年1月1日 以降の森林被覆の変化を読み取っているが、その際、人為性の有無を判読することにより、 AR と自然遷移による森林回復とを区別している。

衛星画像等から把握された AR 面積と、D 面積と既存統計から求めた森林からの転用面積 (「2000 年世界農林業センサス」における森林の転用用途別面積 (1990~2000 年) の値を換算したもの) を比較した結果を以下に示す。D 面積と既存統計から求めた森林からの転用面積は概ね一致しており、ARD 判読結果は妥当であると考えられる。

判読対象面	AR発生地点	AR発生率	AR発生面積
積	数	[%]	[kha]
[km²]	(1990-2009)	(1990-2009)	(1990-2009)
355,533	464	0.079%	

表 A 11-43 ARD 判読結果 (平成 23 年 3 月時点)

判読対象面 積 [km²]	D発生地点数 (1990-2009)	D発生率 [%] (1990-2009)	D発生面積 [kha] (1990-2009)	既存統計から求 めた森林からの 転用面積[kha] (1990-2009)
355,533	5,498	0.870%	309.4	303.5

A11.5.2. 伐採及び撹乱に伴う一時的なストック減少と森林減少を区別する方法

我が国では、森林から他の土地利用への転用は、当該地が森林計画から除外されるかどうかによって決まる。したがって、たとえ森林が伐採を受けても、その土地が森林計画対象のままであれば、Dではなく一時的なバイオマスストックの減少となり、森林簿上、森林以外の土地利用に転用される D とは区別される。

我が国では、D については空中写真・衛星画像の判読により把握しているが、その際、地形の改変や人工構造物の構築等が認められる場合や農地等の明らかに森林以外の土地利用に変化している場合を D と判断することにより、一時的なバイオマスストックの減少とは区別している。

A11.5.3. 森林被覆が減少したが森林減少には分類されない森林のサイズと地理的位置

伐採や攪乱により一時的に森林被覆がなくなっているが、D には分類されず、森林簿上で無立木地(伐採跡地及び未立木地)として分類されている森林の全国合計面積(2009年)は、114万 ha である。

A11.5.4. 第1約束期間中に伐採された新規植林・再植林地からの排出・吸収量

我が国では、決定 16/CMP.1 別添パラグラフ 4 の要件に該当するような、AR 地における第 1 約束期間中の伐採は、基本的に行われていないと想定している。

A11.6. 京都議定書第3条4の活動について

A11.6.1. 1990 年 1 月 1 日以降に人為的活動が実施されたことを示す情報

A11.6.1.1. 森林経営活動

2007 年度以降、全国の育成林についてサンプリング調査を行い、現地調査、森林組合等への聴き取り、造林補助事業に関する行政文書等に基づき、1990 年 1 月 1 日以降の FM 活動の有無を調査している。調査結果は FM 率の算出根拠として用いている。

A11.6.1.2. 植生回復活動

RV 活動においては、以下の根拠に基づき 1990 年以降に人為的活動が実施されたことを証明する。

表 A 11-44 RV 活動が 1990 年 1 月 1 日以降に行われた 人為的活動であることを示す情報

	プログログログラングできる。 フログログログラングできる。 フログログログラングできる。 フログログログログログのできる。 フログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ
下位区分	1990年1月1日以降の活動の抽出と人為的活動であることを示す情報
	【1990年1月1日以降の活動の抽出】
	国土交通省が毎年実施している「都市公園等整備現況調査」において、
	都市公園の「告示年」を把握し、告示年が1990年1月1日以降のものの
	みを報告対象としている。なお、告示の前に施設が完成している場合があ
	るが、あくまで、告示により都市公園法に基づく都市公園と位置付けられ
都市公園	た年から、RV 活動が開始されたこととしている。
	【人為的活動であることの証明】
	都市公園の活動量(高木本数)の算定には、パラメータとして単位面積
	当たりの高木本数 (本/ha) を用いている。当該パラメータは、現地におけ
	る毎末調査または植栽平面図から人為的に植栽された高木のみを抽出し
	て設定することで、人為的活動であることを担保している。
	【1990年1月1日以降の活動の抽出】
	国土交通省が5年に1回実施(2007年度以降は毎年実施)している「道
	路緑化樹木現況調査」において、植裁された高木本数のデータを用いて、
道路緑地	内挿・外挿により 1990 年度以降の活動量を推定している。
是四個心	【人為的活動であることの証明】
	活動量(高木本数)の算定において、「道路緑化樹木現況調査」では「人
	為的に植栽された高木」を対象に本数を計測しており、これにより人為的
	活動であることを担保している。
	【1990年1月1日以降の活動の抽出】
	2006 年度より国土交通省が毎年実施している全数調査において、1990
NII 244 (3 14	年以降に供用された港湾緑地について、個別施設の供用年度、開設面積を
港湾緑地	把握している。
	【人為的活動であることの証明】
	活動量(高木本数)の算定には、人為的活動のみを抽出して設定してい
	る都市公園のパラメータを用いて算定している。
下水道処理施	【1990年1月1日以降の活動の抽出】
設における外	2006 年度より国土交通省が毎年実施している「下水処理場・ポンプ場」
構緑地	における吸収源対策に関する実態調査」において、1990年以降に供用さ
11,7,7,5	れた下水道処理施設における外構緑地について、個別施設の供用年度、緑

	ル五待な加根している
	化面積を把握している。 【人為的活動であることの証明】
	活動量(高木本数)の算定には、パラメータとして単位面積当たりの高
	木本数 (本/ha) を用いている。当該パラメータは、人為的に植栽された高
	木のみを対象として設定することにより人為的活動であることを担保し
	ている。
	【1990年1月1日以降の活動の抽出】
	認定制度の開始が平成13年度であることから、全ての施設が1990年1
/ = //	月1日以降に実施されている。一部、既存の緑化施設(高木等)が含まれ
緑化施設整備	る施設もあるが、これらは RV 活動の対象外としている。
計画認定緑地	【人為的活動であることの証明】
	緑化施設整備計画認定緑地内の緑地は、全て人為的に整備されたもので
	ある。
	【1990年1月1日以降の活動の抽出】
	2007 年度より国土交通省が実施している「河川における二酸化炭素吸
	収源調査」において、1990年以降に竣工した河川事業及び砂防事業を対
	象に、個別施設の名称、所在地、竣工年、植栽面積(投影面積)、高木植
河川・砂防	栽本数を把握している。
緑地	【人為的活動であることの証明】
	活動量(高木本数)の算定には、パラメータとして単位面積当たりの高木
	本数 (本/ha) を用いている。当該パラメータは、表 A 11-9に示すとおり、
	人為的な植栽が行われている事業のみ対象として設定することにより、人
	為的活動であることを担保している。
	【1990年1月1日以降の活動の抽出】
	2007 年度より国土交通省が実施している全数調査において、1990 年以
	降に竣工した官庁施設を対象に、個別施設の名称、所在地、竣工年、敷地
官庁施設外構	面積、建築面積を把握している。
緑地	【人為的活動であることの証明】
11300	活動量(高木本数)の算定には、パラメータとして単位面積当たりの高
	木本数(本/ha)を用いている。当該パラメータは、植栽平面図から人為的
	に植栽された高木のみを抽出して設定することにより、人為的活動である
	ことを担保している。
	【1990年1月1日以降の活動の抽出】
	2007 年度より国土交通省が実施している「公的賃貸住宅緑地整備現況
	調査」において、1990年以降に竣工した公的賃貸住宅を対象に、個別施
公的賃貸住宅	設の名称、所在地、竣工年、敷地面積、建築面積を把握している。
地内緑地	【人為的活動であることの証明】
	活動量(高木本数)の算定には、パラメータとして単位面積当たりの高
	木本数(本/ha)を用いている。当該パラメータは、植栽平面図から人為的
	に植栽された高木のみを抽出して設定することにより、人為的活動である
	ことを担保している。

A11.6.2. 基準年及び約束期間の植生回復活動に関する情報

基準年の RV 活動による吸収量は、1990 年内に行われた活動の結果として生ずる 1990 年吸収量を抽出して報告する。1990 年に RV 活動が実施された土地は、直接的にデータを切り出して把握している。約束期間の各年の RV 活動の吸収量は、その年に RV 対象地で生ずる吸収量を計上している。データや方法論は A11.3.2.5、A11.4.1.1.d の通り。これらの吸収量は設定された地理的境界に応じて報告している。

A11.6.3. 第3条4活動の排出・吸収量が第3条3活動で計上されていないことに関する情報

A11.6.3.1.a. 森林経営活動の排出・吸収量が第3条3活動で計上されていない理由

A11.3.2.2 節で説明している通り、我が国ではまず AR、D の排出・吸収量を推計し、その後管理森林の排出・吸収量より AR による排出・吸収量を差し引いたデータを用いて FM の排出・吸収量を算定している(図 A11-1 参照)。即ち、土地区分システムとして AR、D が FM より上位にあり、FM による排出・吸収量が AR、D に計上されることはない。

A11.6.3.1.b. 植生回復活動の排出・吸収量が第3条3活動で計上されていない理由

D活動に該当しなければ RV となった土地は、CRF 表 5(KP-I)A.2.1 でその面積を報告している。A11.4.1.1.b 節の D の算定方法、A11.4.1.1.d 節の RV の算定方法で説明を行っているように、このような場所は活動定義として D に区分しており RV の対象とはならないため、該当地の排出・吸収量は全て D の下で報告している。従って、RV と D の排出・吸収量の報告において重複計上は発生しておらず、RV の排出・吸収量が D の下で計上されることはない。

A11.6.4. 森林経営活動に関する情報

A11.6.4.1. 我が国が設定した森林の定義と本活動の下で報告する森林の定義との整合性

FM 活動は我が国の森林の定義に定める全森林から FM 率をもって、対象面積、吸収量を 算出していることから、FM 活動の対象森林の定義は我が国の森林の定義と合致している。 一方、FM 活動はA11.3.2.4. の通り、1990 年以降に FM 活動が実施されたと判断された森林 を対象としているため、条約インベントリで報告を行っている管理森林の全体が計上対象に なっているわけではない。

A11.6.4.2. 我が国の森林経営活動と「決定 16/CMP.1」における森林経営活動の定義との整合性

我が国が FM 活動として報告する活動は、育成林においては森林を適切な状態に保つための森林施業が行われているかどうか、天然生林においては法令に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置がとられているかどうかで持続可能なシステムであることを判断していることから、「決定 16/CMP.1」における定義(生態学的、経済学的、社会学的機能を持続可能な形で満たすことを目的とした、森林の管理と利用のための施業システム)との整合性が図られている。

A11.6.4.3. 第3条3活動による生じたデビットで相殺される森林経営による吸収量について

第3条3活動による生じたデビットで相殺される FM による吸収量は 2008 年度、2009 年度の合計で 4,711 Gg-CO $_2$ である。詳細は表 A 11-2を参照のこと。

A11.7. その他の情報

A11.7.1. キーカテゴリー分析結果

GPG-LULUCF の第5章によると、以下の条件を満たす活動が京都議定書の下でのキーカテゴリーに該当するとされている。

- ・ 条約の下でのキーカテゴリー (以下、条約キーカテゴリー) に対応し、かつ、Tier 1 レベル アセスメントにおける最も排出・吸収量が小さい条約キーカテゴリーよりも排出・吸収量 が大きい活動。
- ・ 算定方法の改善が行われた活動。

○ 条約キーカテゴリーとの対応

2009 年度の条約インベントリ (別添 1) においてキーカテゴリーに該当する LULUCF 分野の排出・吸収区分は以下の通りである。

- 5.A.1. 転用のない森林 (CO₂)
- 5.B.2. 他の土地利用から転用された農地 (CO₂)
- 5.E.1. 転用のない開発地(CO₂)
- 5.E.2. 他の土地利用から転用された開発地 (CO₂)
- 5.F.2. 他の土地利用から転用されたその他の土地 (CO₂)

GPG-LULUCF によると、上記の排出・吸収区分がキーカテゴリーに該当する場合、我が国が報告を行う活動のうち、D、FM、RV が京都議定書の下でのキーカテゴリーに該当する可能性がある。

表 A 11-45 条約の下でのキーカテゴリーと議定書の下でのキーカテゴリーの関係

条約の下での排出・吸収区分	議定書の下での活動
5.A.1. 転用のない森林	FM
5.A.2. 他の土地利用から転用された森林	AR
5.B.1. 転用のない農地	
5.B.2. 他の土地利用から転用された農地	D
5.C.1. 転用のない草地	
5.C.2. 他の土地利用から転用された草地	D
5.D.1. 転用のない湿地	RV
5.D.2. 他の土地利用から転用された湿地	D, RV
5.E.1. 転用のない開発地	RV
5.E.2. 他の土地利用から転用された開発地	D, RV
5.F.1. 転用のないその他の土地	_
5.F.2. 他の土地利用から転用されたその他の土地	D

[※] GPG-LULUCF、5.39 頁、Table 5.4.4 及び我が国が報告する各活動の定義に基づいて作成。条約の下でのキーカテゴリーを網掛で表示。

○ 条約キーカテゴリーの排出・吸収量との比較

Tier 1 レベルアセスメントによる条約キーカテゴリーのうち、最も排出・吸収量が少ない区分は「2.A.3. 石灰石及びドロマイトの使用: CO_2 」であった(7,445 Gg- CO_2)。当該区分と各活動の排出・吸収量を比較した結果、FM 活動のみが上回った。

以上の分析の結果、D、FM 及び RV 活動(何れも CO_2)がキーカテゴリーに該当することとなった。

A11.7.2. 今後の検討課題

京都議定書第3条3及び4活動に関係する検討課題は、我が国で実施されている算定方法検討会において、網羅的に把握しており、毎年内容の検討や審査の結果を受け適宜更新を行っている。本報告書の第7章に記載している条約インベントリ LULUCF 分野の検討課題については、京都議定書第3条3及び4活動に影響するものも多く、条約インベントリと議定書インベントリの両者について、一体的に検討を行っている。第3条3及び4活動に関する主な課題については以下の様な事項を把握しており、適宜改善を進める予定である。

- 土地転用が起こった際の土壌炭素ストック変化の算定方法及びデータについて、土地 転用に伴う管理行為の変化をより適切に反映できるように改善することを検討する。
- RV活動の樹木の年間バイオマス成長量について、現在デフォルト値を用いているが、 今後、我が国の植生回復地に植栽された高木の成長量を把握し、主要樹種(数種程度) を対象に我が国独自の値の設定を予定している。
- RV 活動の土壌の炭素ストック変化量を「排出源ではないことから報告の対象としない」としているが、引き続き基礎知見の収集を行い、土壌の炭素動態を明らかにするとともに、排出・吸収量の算定方法の検討を行う。

A11.8. 京都議定書第6条に関する情報

我が国では、京都議定書第6条に基づくプロジェクトを実施していないため、当該プロジェクトを受けた土地を含む地理的境界の表示方法は設定していない。

A11.9. 決定 15/CMP.1 附属書パラグラフ 5~9 の報告状況

決定 15/CMP.1 附属書パラグラフ 5~9 において各国に要求されている京都議定書第3条3 及び4活動の報告要素について、我が国は以下の節にて内容を報告している。

表 A 11-46 決定 15/CMP.1 附属書パラグラフ 5~9 の報告要素の参照先

決定15/CMP.1による議定書補足情報の報告要件	パラグラフ	NIR別添11中の主な 情報提示先
LULUCF-GPGと決定16/CMP.1をどの様に考慮してインベントリの方法論を適用したかに関する情報	6(a)	各節にて詳細を提示
地理的境界に関する情報	6(b)	A11.3.3, A11.3.2
第3条3活動を受ける土地単位	6(b)(i)	A11.3.3, A11.3.2
第3条3活動を受けなければ、第3条4活動に含まれた土 地単位	6(b)(ii)	A11.3.3、A11.3.2及び CRFシート5(KP- I)A.2.1
第3条4活動を受けた土地	6(b)(iii)	A11.3.3, A11.3.2
ARD活動を計上する面積を決定するための空間評価単位に関する 情報	6(c)	A11.3.1
第3条3、第3条4のLULUCF活動のGHG排出・吸収量		
排出源からの排出と吸収源からの吸収が明確に、附属 書A排出源から区別されていることの情報	5	A11.4.1の方法論を参 照のこと
現在及び以前の年において報告された全ての地理的位置における排出・吸収量を報告していることの情報	6(d)	A11.3.2.3、A11.3.2.4、 A11.3.2.5
第1約束期間の開始、もしくは活動の開始のどちらか遅い方から、第3条3及び第3条4活動による排出・吸収量を報告していることの情報	6(d)	A11.4.1.7
計上から除外しているプールに関する情報	6(e)	A11.4.1.2
間接及び自然要因の分離(ファクタリングアウト)に関する情報	7	A11.4.1.3
第3条3活動に特有な報告情報		
第3条3活動が1990年1月1日以降から約束期間最終年 の12月31日までに開始されたことに関する情報	8(a)	A11.5.1
伐採及び撹乱に伴う一時的なストック減少と森林減少を 区別する方法の情報	8(b)	A11.5.2, A11.5.3
1990年以降にAR活動が行われ、第1約束期間中に伐 採された土地における排出・吸収量の情報	8(c)	A11.5.4
第3条4活動に特有な報告情報		
第3条4活動が1990年以降に開始され、それが人為的であることの情報	9(a)	A11.6.2
CM、GM、RVについて、地理的境界にて報告される約束期間の各年及び基準年の排出・吸収量の情報	9(b)	A11.6.1, A11.3.2.5, A11.4.1.1.d
第3条4活動の排出・吸収量が第3条3活動で計上されていないことに関する情報	9(c)	A11.6.3
A11.6.4.3. 第3条3による生じたデビットで相殺される森 林経営による吸収量	9(d)	A11.6.4.3

参考文献

- 1. IPCC「GPG-LULUCF(土地利用、土地利用変化及び林業におけるグッドプラクティスガイダンス)」(2003 年)
- 2. IPCC「2006 年 IPCC ガイドライン」(2007 年)
- 3. FAO「Global Forest Researces Assessment 2005」(2006 年)
- 4. 国土交通省「道路の植栽高木に関する基礎調査データ収集調査」
- 5. 国土交通省「道路緑化樹木現況調査」
- 6. 国土交通省「下水処理場・ポンプ場における吸収源対策に関する実態調査」
- 7. 国土交通省「河川における二酸化炭素吸収源調査」
- 8. 国土交通省「公的賃貸住宅緑地整備現況調査」
- 9. 国土交通省「都市公園等整備現況把握調査」
- 10. 国土交通省「都市緑化施策の実態調査」
- 11. 農林水産省「農地の移動と転用」
- 12. 農林水産省「2000年世界農林業センサス」
- 13. 農林水産省「ポケット肥料要覧」
- 14. 林野庁「国家森林資源データベース」
- 15. 林野庁「森林・林業統計要覧」
- 16. UNFCCC, Land use, land-use change and forestry (Decision 16/CMP.1) (FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.3), 2006
- 17. UNFCCC, Guidelines for the preparation of the information required under Article 7 of the Kyoto Protocol (Decision 15/CMP.1) (FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.2) , 2006
- 18. 林真智、堀修二、粟屋善雄、松本光朗、家原敏郎「京都議定書3条3項の下における ARD 把握手法の評価」写真測量とリモートセンシング 47-3 (2008年)
- 19. 半田真理子、外崎公知、今井一隆、後藤伸一「植生回復地における土壌及びリターに関する 炭素固定量の把握に向けた研究について」都市緑化技術 69 (2008 年)